

**明石市市民参画条例
市民参画手続の運用状況報告**

— 令和6年度 —

• もくじ •

1. 令和6年度に市民参画手続を実施した施策 3
2. 令和6年度の市民参画手続の実施状況について 5
3. 市民参画手続の実施詳細 6
4. 条例の制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等 53
5. 資料編 55

1. 令和6年度に市民参画手続を実施した施策

NO	施策名	参画手続実施の根拠	パブコメ	審議会等	意見交換会	ワークショップ	その他アンケート
1	あかしSDGs後期戦略計画策定にむけた取組	条例第6条第2項第2号		○			○
2	大久保駅周辺市有地の利活用に関する全体構想の策定	条例第6条第2項第2号	○		○	○	
3	明石公園旧市立図書館跡地利活用計画の策定	条例第6条第2項第2号	○			○	○
4	あかし本のまちビジョンの策定	条例第6条第2項第2号	○			○	
5	(仮称)二見図書館整備計画(素案)の策定	条例第6条第2項第2号	○			○	
6	明石市自治基本条例の検証	条例第6条第2項第3号	○	○			
7	「みんなの財政白書あかし」の策定	条例第6条第2項第2号	○	○		○	
8	明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画の改定	条例第6条第2項第2号	○	○			
9	ぶんぱく(明石市立文化博物館)あり方検討会	条例第6条第2項第4号		○		○	
10	明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正	条例第6条第2項第3号	○	○			
11	地域未来投資促進法に基づく兵庫県明石市基本計画(素案)及び準則を定める条例(案)	条例第6条第2項第2号	○		○		
12	第3次明石市農業基本計画の策定	条例第6条第2項第2号	○	○		○	○
13	景観計画の策定及び都市景観形成基本計画の改定(都市景観条例の一部改正)	条例第6条第2項第2号		○		○	○
14	空家等の適正な管理に関する条例の一部改正及び空家等対策計画の一部変更	条例第6条第2項第2・3号	○				
15	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定	条例第6条第1項	○				
16	みどりの基本計画の策定	都市緑地法第4条第5項	○	○		○	○

NO	施策名	参画手続実施の根拠	パブコメ	審議会等	意見交換会	ワークショップ	その他アンケート
17	第3期子ども・子育て支援事業計画の策定	子ども・子育て支援法第61条第8項	○	○			
18	明石市社会的養育推進計画の改定	条例第6条第2項第2号	○	○	○	○	○
19	明石市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	条例第6条第2項第3号	○	○		○	○
20	次期「明石市水道事業経営戦略」の策定	条例第6条第2項第2号		○			
21	中崎分署棟の移転	条例第6条第1項	○				

※令和5年度までに実施済及び令和7年度以降に実施予定の手続については、記載していません。

❖ 各市民参画手法の実施状況

政策等数 ：21件	市民参画手法						計
	パブコメ (意見公募)	審議会等	意見 交換会	ワーク ショップ	公聴会	その他 (アンケート)	
実施件数	17件	13件	3件	11件	—	7件	51件
意見数	483意見				—		483意見
参加者数	181人	184人 (委員数)	119人	412人	—	7,921人	8,817人

❖ 経年比較[実施件数比較]

	政策等数	市民参画手法						計
		パブコメ (意見公募)	審議会等	意見 交換会	ワーク ショップ	公聴会	その他 (アンケート)	
R6	21件	17件	13件	3件	11件	—	7件	51件
R5	18件	16件	11件	4件	3件	—	10件	44件
R4	17件	17件	12件	8件	—	—	2件	39件

2. 令和6年度の市民参画手続の実施状況について

令和6年度に実施された市民参画手続においては、参画の「質」と「広がり」の両面において進展が見られました。

(1) 多様な手法を組み合わせた市民参画の推進

パブリックコメント及びワークショップや審議会のほか、無作為抽出のアンケートやWEBアンケートなどの多様な手法を組み合わせ、政策形成の初期段階から市民意見を取り入れる傾向が増えています。

特にワークショップの活用は顕著であり、対話と共創のまちづくりを推進するための手法として定着しています。

(2) 制度の適正な運用と参画文化の醸成

市民参画に関する制度的要件（例：公募委員の選定、情報公開の規定等）は、各所属において適正に運用されています。加えて、市民の参画意欲を高めるための広報（SNSを利用した情報発信や工夫を凝らしたチラシ等）や、ワークショップ等で得られた市民の意見は、政策立案や事業計画を検討する際の重要な材料として活用され、単なる手続ではなく、市民と共に施策を考えるという意識の高まりが見受けられます。

(3) 当事者の参画の推進

障がい者や子どもなど、政策の当事者となる対象者が参画する手続が増加しています。こうした当事者参画では、情報提供の工夫や支援体制の整備がなされ、個々のニーズや課題がより具体的に引き出されています。専門家や市職員では気づけない「当事者ならではの視点」が、政策改善につながることを期待されます。

(4) 庁内連携による実施体制の強化

参画手続の運営にあたっては、各所属が連携して取組を進める体制が構築されています。たとえば、ワークショップにおける「市民とつながる課」との協働や、連携大学やSDGsパートナーズへの審議会委員募集の周知・PRにおける「産官学共創課」との連携を強化しています。

対話と共創によるまちづくりを推進する本市において、市民参画は重要な政策形成の基盤となります。制度の適正運用にとどまらず、政策の質の向上や対話による合意形成の促進に向けて、引き続き、手続実施における工夫が求められます。

3. 市民参画手続の実施詳細

あかしSDGs後期戦略計画策定にむけた取組

市の最上位計画に位置づけられる行政計画として、自治基本条例に基づき、あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)(2022年度～2030年度)を策定し、また、この推進計画に基づき、まちづくりの戦略計画としてあかしSDGs前期戦略計画(2022年度～2025年度)を策定しています。

次の後期戦略計画の策定に生かすために、これらの計画の進捗管理をあかしSDGs推進審議会でを行い、また、進捗管理の一環として、まちづくり市民意識調査を実施しました。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
推進計画	策定作業	進捗管理	進捗管理	進捗管理 市民意識調査	進捗管理	進捗管理	進捗管理	進捗管理	進捗管理	進捗管理
前期 戦略計画	策定作業	進捗管理	進捗管理	進捗管理	進捗管理					次期計画策定
後期 戦略計画					策定作業	進捗管理	進捗管理	進捗管理	進捗管理	進捗管理

あかしSDGs推進審議会 その他の手続

あかしSDGs推進審議会で出た主な意見(2024年11月開催)

- ・全国的に出生率が低迷する中で出生率を維持できている点は素晴らしい。
- ・地球温暖化対策について、地球環境の変化のスピードに遅れないように、スピード感をもって取り組んでほしい。
- ・障害者の視点だけではなく、皆が住みやすいという視点でまちづくりを進めてほしい。
- ・子どもが増えることは、まちに賑わいが生まれ、活性化にもつながっている。
- ・個別避難計画の策定には多くの人員と労力、時間がかかる。大きな地震がいつ起こるか分からないので、人員体制を強化し、取り組むべきである。
- ・市の持つ財産である大蔵海岸や自然環境を産業にも結び付け、全国や海外に発信して地域産業の進展にもつながるような施策を考えて欲しい。

まちづくり市民意識調査の結果(2024年12月～2025年1月)

1 調査概要

(1)対象	18歳以上の市民5,000人(住民基本台帳からの無作為抽出) ※内2,000人は過去5年以内の転入者を抽出
(2)方法	郵送・インターネット調査
(3)期間	発送・回収:2024年12月～2025年1月
(4)回収結果	回答者数2,847人(回収率56.9%) ①全市民対象(3,000人) 1,862人(回収率:62.1%) ②5年以内の転入者対象(2,000人) 985人(回収率49.3%)

2 「明石のまちについて」の集計結果（全市民対象（3,000人）の結果）

項目	2009年度	2012年度	2014年度	2019年度	2024年度
明石のまちに愛着を感じる人の割合	80.8%	80.1%	80.6%	90.8%	91.1%
住みやすいと思う人の割合	83.2%	83.7%	83.0%	91.2%	91.0%
住み続けたいと思う人の割合	66.2%	72.0%	70.5%	81.7%	79.4%
子育て環境が良いと思う人の割合	—	—	49.4%	70.7%	78.3%
緑や海、公園など自然が豊かであると思う人の割合	—	—	70.2%	78.5%	83.1%

■成果や意識した点

- ・あかしSDGs推進審議会では、委員数が多いことから分科会方式を採用し、各会で話し合うテーマを分けたことで、活発な意見交換となり審議が深まった。
- ・まちづくり市民意識調査では、回収率を上げるために、今回から紙の郵送回答に加えて、インターネットによる回答も可能とした。また、天文科学館の招待券をアンケートへの協力のお礼として同封した。

<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●審議会等手続

1	名称	あかしSDGs推進審議会
2	開催日	令和6年11月15日
3	委員総数（原則20人以内）	28人（※）
4	うち公募委員（原則2割以上）	6人
5	うち男女数（原則4割以上）	男性13人、女性15人
6	うち障害者数（10人に1人以上）	3人
7	委員名簿の公表（原則公表）	公表
8	会議の公開（原則公開）	公開
9	会議録の公表（原則公表）	公表
※	未達成理由（委員総数）	市の最上位計画である総合計画につき審議する会であり、多くの意見を反映するため、委員総数が20人以上となった。



●その他手続（アンケート）

1	開催日	令和6年12月12日
2	参加者数	回答者数：2,847人（対象者：5,000人）
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和6年12月12日
4	実施公表方法（原則2以上）	対象者への郵送（単純無作為抽出）
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ・市広報紙

1 目的・背景

「SDGs 未来安心都市・明石」の実現に向けて、大久保地域の更なる魅力向上を図るため、J T跡地公共公益施設用地など大久保駅周辺に市が所有する複数の土地（市有地）の利活用に取り組んでいます。

市有地の利活用にあたり、まずは、利活用の基本方針やそれぞれの土地に導入する機能など、土地利用の方向性を定めるため、大久保駅周辺市有地の利活用に関する全体構想（以下「全体構想」という。）を策定することとしました。

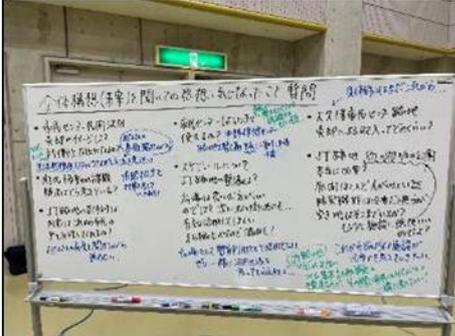
また、全体構想を踏まえた個別計画や暫定利用の検討にあたり、市有地の使い方やアイデアについて、市民の意向を把握することにしました。



2 経緯

令和5年8～9月	第1回ワークショップ・WEB アンケート テーマ：「おおくぼのまち」をみんなで考えよう
令和5年11月～12月	第2回ワークショップ・WEB アンケート テーマ：大久保駅周辺市有地のあり方について
令和6年12月16日～ 令和7年1月20日	全体構想（素案）に対するパブリックコメント
令和7年1月18日	全体構想（素案）についての説明会 市有地の使い方を考えるワークショップ
令和7年3月末	全体構想を策定
現在	全体構想に基づき、大久保市民センター移転整備に関する基本計画を策定するなど、引き続き大久保駅周辺市有地の利活用に向けた取組を進めています。

3 市民参画手続で出た主なご意見

<p>パブリックコメント (22人から55件のご意見)</p> <p>説明会 (48人出席)</p>	<p>全体構想(素案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見を反映できていて良い。 ・今後、基本計画などで具体的な整備内容や事業費、スケジュール等を示してほしい。 ・今後も市民や地域住民の意見を聞きながら取り組んでもらいたい。 ・J T跡地の暫定利用を施設整備に活かすことが大切 ・施設へのアクセス性の向上や交通安全対策など交通インフラと連携して取り組んでもらいたい。 ・将来的な市の財政状況を踏まえて取り組んでもらいたい。 ・周辺住民の生活環境に配慮してもらいたい。 ・J T跡地の80%~90%が公園・広場として本当に必要か。もう少し施設に使ってもいいのではないか。 
<p>ワークショップ (48人出席)</p>	<p>市有地の使い方やアイデア</p> <p>(中部地区保健福祉センター用地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政サービス、市民交流機能 <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトな施設 ・ワンストップで高齢者に優しい窓口 ・生活支援や相談窓口 ・貸し会議室や学習支援施設、児童館があるような施設 ・市民ホールや図書館 ○民間活用 <ul style="list-style-type: none"> ・カフェや飲食店など、レンタルスタジオ、コワーキングスペース ・病院、スポーツや運動施設 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・南北からアクセスしやすいように ・民間事業者が参入する工夫を <p>(J T跡地公共公益施設用地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○暫定利用の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・マルシェ、バザー、フリーマーケットなどの開催 ・炊き出しなどの防災体験やキャンプ体験、農業体験、プレーパーク ・ベンチ設置や芝張りなど広場・公園的な利用 ・イベント会場、駐車場 ・みんなで考えてつくる場所、多様な世代が使える場所 ・次の計画などにつながるように、近隣住民への配慮を ○公園・広場/図書館/交流施設(文化交流・防災機能)に期待すること <ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催や誰もが居心地のよい公園・広場 ・おしゃべりができてカフェがあるような居場所を兼ねた図書館 ・多世代が交流できる場所 ・子供や子育て世代が遊べるスペース

	<ul style="list-style-type: none"> ・文化ホールやギャラリー、スポーツ施設 ・多目的に利用できる貸スペース・会議室・自習室 ・ヘリポート、防災トイレ、仮設住宅等の防災機能 	
--	---	---

4 成果や意識した点

- ・市民と一緒に大久保駅周辺市有地の利活用について考えていくことができました。
- ・いただいた意見を踏まえて作成したことで、市民ニーズを反映した全体構想が出来上がりました。
- ・今後も市民の意見を聞きながら、市有地の利活用に向けて取り組んでいきます。

<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和6年12月16日～令和7年1月20日
2	意見提出者数	22人
3	意見数	55件
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載、プロジェクト推進室窓口・行政情報センター・あかし総合窓口・市民センター・サービスコーナーに資料設置
5	結果公表方法（原則2以上）	明石市公告式条例（昭和25年条例第10号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示、市ホームページ

●意見交換会手続

1	開催日	令和7年1月18日
2	参加者数	48人
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和6年12月15日
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ
5	結果公表方法（原則2以上）	明石市公告式条例（昭和25年条例第10号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示、市ホームページ

●ワークショップ手続

1	開催日	令和7年1月18日
2	参加者数	48人
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和6年12月15日
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ
5	結果公表方法（原則2以上）	明石市公告式条例（昭和25年条例第10号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示、市ホームページ

1 目的・背景

県立明石公園内の旧市立図書館跡地について、県と連携し、必要な協力・支援を受けながら、旧施設の撤去と新施設の整備を一体で実施し、長年、市立図書館として多くの市民の方々に親しまれてきたこの場所の魅力を高めることを目的に利活用計画を策定しました。

2 これまでの経緯

令和5年3月	都市公園法による設置許可期限が満了
令和5年12月	旧市立図書館の撤去工程等に関する協議・調整を県に依頼
令和6年5月1日	WEBアンケート実施(~5月24日)
令和6年5月19日	第1回ワークショップ開催
令和6年6月1日	第2回明石公園みんなのみらいミーティングにおいてワークショップ開催
令和6年6月	明石公園旧市立図書館跡地利活用計画(素案)策定
令和6年8月9日	第2回ワークショップ開催
令和6年7月15日	パブリックコメント実施(~8月16日)
令和6年9月	明石公園旧市立図書館跡地利活用計画(案)策定
令和6年10月	明石公園旧市立図書館跡地利活用計画策定
令和7年3月	明石公園旧市立図書館跡地利活用計画一部変更
令和7年度	新施設建設基本設計において、ワークショップ開催等予定

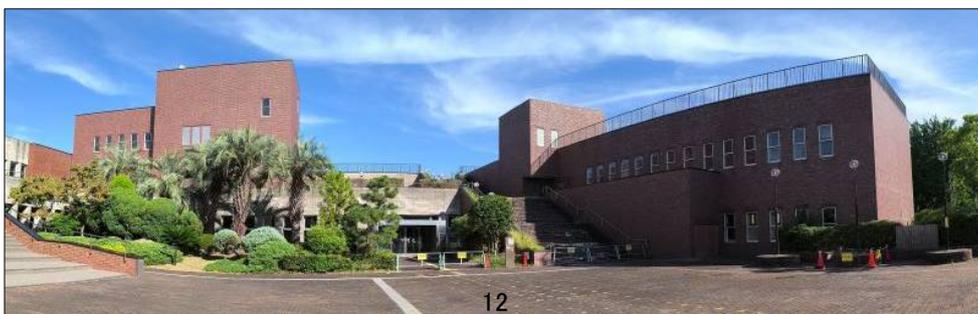
3 市民参画手続で出た主なご意見

- ・ 世代や性別、障害の有無に関係なく、みんなが交流できる居場所にしてほしい。
- ・ スポーツや芸術、勉強など色々なことを自由に使える施設にしてほしい。
- ・ 明石公園の自然（動物・植物）や環境について学習できる場にしてほしい。
- ・ 雨の日でも過ごせる全天候型の屋外機能を整備してほしい。
- ・ 公園の自然や県立図書館と調和した施設にしてほしい。



4 成果や意識した点

- ・ 多くの市民参画手続を実施することにより、多くの意見をいただくことができました。
- ・ すべての意見を採用することは難しいところがありますが、大きくカテゴライズすることができ、利活用の方向性を見出すことができました。
- ・ 今後は、基本設計の中で、より具体的にご意見をうかがっていきたいと考えています。



<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和6年7月15日～令和6年8月16日
2	意見提出者数	18人
3	意見数	34件
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、市広報紙、プロジェクト推進室、行政情報センター、市民センター、あかし総合窓口、明石公園管理事務所、花と緑のまちづくりセンター、県立図書館
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、プロジェクト推進室窓口

●ワークショップ手続

1	開催日	令和6年5月19日
2	参加者数	47人
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和6年5月1日
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、市広報紙、プロジェクト推進室、行政情報センター、市民センター、あかし総合窓口、明石公園管理事務所、花と緑のまちづくりセンター、県立図書館
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、プロジェクト推進室窓口

1	開催日	令和6年8月9日
2	参加者数	13人
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和6年7月15日
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、市広報紙、プロジェクト推進室、行政情報センター、市民センター、あかし総合窓口、明石公園管理事務所、花と緑のまちづくりセンター、県立図書館
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、プロジェクト推進室窓口

●その他手続（アンケート）

1	開催日	令和6年5月1日から5月24日まで
2	回答者数・回答件数	96人・98件
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和6年5月1日
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、市広報紙、プロジェクト推進室、行政情報センター、市民センター、あかし総合窓口、明石公園管理事務所、花と緑のまちづくりセンター、県立図書館
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、プロジェクト推進室窓口

04

あかし本のまちビジョンの策定

プロジェクト推進室

1 目的・背景

本市では、「いつでも、どこでも、だれでも、手を伸ばせば本に届くまち」を目指して、「本のまちづくり」を推進しています。

これまで、あかし市民図書館、西部図書館を中心に、移動図書館やまちなかブックスポットなど、本のある様々な場所で市民の方々が見学に親しめる機会を提供してきました。

これらの取り組みを引き続き進めるとともに、本のある場所を通じたネットワークやコミュニティを活性化するため、本のある場所の役割やどのように連携していくのかを検討し、本のまち明石の方向性を明確にする必要があると考え、今後の本のまち明石のあり方の指針となるビジョンを策定することとしました。



2 経緯

令和6年7月	市民の方へ意見聴取を実施（ブックスポット運営者、書店、ボランティア活動者、ボランティアコーディネーター）【約10名】
令和6年8月6日	第1回本のまちビジョン検討委員会を開催
令和6年9月8日	市民ワークショップ「これからの本のまち明石」を開催 参加者数：30人
令和6年10月	関係者への意見聴取を実施（あかし市民図書館司書、学校司書） 市民の方への意見聴取を実施（子育て支援センター来館者）
令和6年10月24日	第2回本のまちビジョン検討委員会を開催
令和6年11月19日	第3回本のまちビジョン検討委員会を開催
令和6年12月20日～ 令和7年1月20日	本のまちビジョン（素案）に対するパブリックコメント （5人から15件のご意見）
令和7年2月4日	第4回本のまちビジョン検討委員会を開催
令和7年3月	あかし本のまちビジョンを策定
令和7年8月（予定）	ビジョン周知のためシンポジウムを開催 あかし本のまちビジョン（概要版）を発行

3 市民参画手続で出た主なご意見

パブリックコメント （5人から15件のご意見）	本のまちビジョン（素案）について ・色々な所に本を届ける取り組みはいいことなので、続けてほしい ・ブックスポットの認知度向上が必要
----------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも子どもたちが学校図書館で本に出会い、学習できる環境づくりが大事 ・さらなる広報活動（特に小中高生向け）、市民レベルの読書会の登録制度もお願いしたい ・本離れが進んでいることをどうするのかという視点がない
<p>ワークショップ 「これからの本のまち 明石はこんなまち」 (30人出席)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●誰でも本に手が届く <ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館から遠い人が徒歩で行けるスポットを ・ユニバーサルルームを障害者だけでなく多様なハンデを持つ人が使えるように ●コミュニティ／場づくり <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者から子どもまで、本を通して交流する場 ・図書館やブックスポットが、人を支えたり繋げたりする場に ●本がある場所の利便性やモノの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館利用の利便性を高めたい ・まちなかに返却不要の本棚があるといい（不要な本の流通） ●ブックスポットのあり方など <ul style="list-style-type: none"> ・各ブックスポットでテーマを絞ったり特化させて、公共施設との違いをつくる ・移動図書館とブックスポットの連携やコラボなど ●本を通じて楽しむ <ul style="list-style-type: none"> ・楽しい図書館づくり、おしゃべり解禁 ・読み聞かせ、スタンプラリー、公園でのイベント ●情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館サービスについて、できることを集約してみんなにもっと知ってもらう ・図書館にもっと行きたくくなるような工夫が大事（広報、活用方法） ●仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・図書館司書がコーディネーターとしての役割を担う（人や場所同士をつなげる、利用者の求める情報や活動につなげる） ・図書ボランティアの交流や研修

4 成果や意識した点

- ・市民、図書館関係者、ブックスポット関係者、書店など幅広く多くの方に意見を伺ったことで、どのような立場の人でも同じ方向性を目指すことができるビジョンを作成することができました。
- ・今後も本のまちビジョンに基づいて、市民や本に関わるすべての場所や人々と共に、本のまちづくり推進に取り組んでいきます。



●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和6年12月20日～令和7年1月20日
2	意見提出者数	5人
3	意見数	15件
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ、 市施設に設置（行政情報センター、プロジェクト推進室窓口、 市民センター、総合窓口、市立図書館）
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、プロジェクト推進室窓口

●ワークショップ手続

1	開催日	令和7年9月8日
2	参加者数	30人
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和7年8月15日
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、プロジェクト推進室窓口

1 目的・背景

本市では、「いつでも、どこでも、だれでも、手を伸ばせば本に届くまち」を目指して、「本のまちづくり」を推進しています。



2019年度(令和元年度)に実施した「本のまちアンケート」において、もっと身近な場所に図書館があれば利用される状況にあるとの結果が出ていました。その「本のまちづくり」の拠点となる図書館を市内全域に均衡に整備し、図書館サービスを広く市民に提供できるようにするため、図書館が未整備である地域への整備に向けて取り組んでいます。

そのうち、二見地区における図書館整備を進めるために本計画を策定することとしました。

2 経緯

令和6年4月15日～5月24日	(仮称)二見図書館整備計画(素案)のパブリックコメント
令和6年5月11日	ワークショップ①「みんなで考えよう新しい二見図書館」を開催
令和6年9月4日～10月21日	二見中学校区にお住まいの方を対象に、明石市立二見図書館の愛称を募集
令和6年11月30日	ワークショップ②「どんなふうに使いたい?新しい二見図書館」を開催
令和7年2月1日	明石市立二見図書館運営委託業者による運営開始 ワークショップ③「みんなでつくろう新しい二見図書館」開催
令和7年3月30日	オープニングセレモニー開催
令和7年4月1日	改正条例の施行 明石市立二見図書館(ふたみん)開館

3 市民参画手続等が出た主なご意見

パブリックコメント (10人から47件のご意見)	<ul style="list-style-type: none"> 参考書(数学や情報など)を備えて欲しいです。 他所の図書館から取り寄せできるようにして欲しいです。 ベビーカー、車椅子など安心利用を考えて、通路・閲覧エリア・書架間など広くとる。 可能なら、あかし市民図書館のようにカフェスペース(飲み物を飲みながら読書を楽しめる)コーナーを作って欲しいです。
ワークショップ① 「みんなで考えよう 新しい二見図書館」 (36人出席)	<ul style="list-style-type: none"> ●エリア分け・ゾーニングについて <ul style="list-style-type: none"> ・おすすめ本交換コーナーの設置 ・くつろげる空間の設置 ●必要な機能・サービスについて <ul style="list-style-type: none"> ・飲食可能なエリアの設置 ・地域情報の共有や発信 ・掲示板や伝言板の設置



	<ul style="list-style-type: none"> ●館内の造作や什器・備品について <ul style="list-style-type: none"> ・ロフト(ひみつ基地)の設置 ●蔵書について <ul style="list-style-type: none"> ・学習参考書の充実 ・DVDのスクリーンエリア
<p>ワークショップ② 「どんなふうに使いたい？新しい二見図書館」(25人出席)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●整備計画を見て/聞いての感想は？ <ul style="list-style-type: none"> ・前回ワークショップの結果が反映されている ・コンパクトで親しみ・親近感がある一方で図書館らしい広がりも必要 ・わいわいできる場所もあり、スーパーの中の図書館って感じがいい ●ハードを活かすために、もう少しこんな工夫があればいいな <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信コーナー/タワーの活用 ・イベントなど各種企画 ・市民によるサポーター・ボランティア活動 ・参加者の交流・コミュニティづくり ・外に出にくい人でも来やすい工夫 ・イトーヨーカドーをはじめ近隣店舗との連携・協働
<p>ワークショップ③ 「みんなでつくろう新しい二見図書館」(27人出席)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●イベントや交流事業について <ul style="list-style-type: none"> ・多世代が交流・学び合う ・図書の寄贈・交換をしたい ・子どもが本を好きになるイベント・展示をしてほしい ●情報の収集・発信やPR <ul style="list-style-type: none"> ・二見地域の歴史や情報を集めて発信 ・イベント以外で足を運びやすい工夫やイベントの周知 ●ボランティアや地域団体等と連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアとして関わりたい ・学生・若者の活躍や育成の場 ・近隣の地域団体や店舗等との連携 ●施設や運営、全体に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・子どもだけでも図書館に来れるように ・エリアの住み分けのルール
<p>愛称募集 (97件応募)</p>	<p>愛称:「ふたみん」(ふたみにできた、みんなの図書館) (二見地域の小学生3人の案が採用されました)</p>

4 成果や意識した点

- ・レイアウトの検討から運営方法など、図書館開館までの過程を地域の方と共有し続け、多くの方から意見ももらいながら共に創り上げていくことを意識しました。
- ・今後も市民や本に関わる全ての場所や人々と共に、地域の方に愛される図書館として図書館を運営していきます。



<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和6年4月15日～令和6年5月24日
2	意見提出者数	10人
3	意見数	47件
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、プロジェクト推進室窓口

●ワークショップ手続①

1	開催日	令和6年5月11日
2	参加者数	36人
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和6年4月15日
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、プロジェクト推進室窓口

●ワークショップ手続②

1	開催日	令和6年11月30日
2	参加者数	25人
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和6年11月1日
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、プロジェクト推進室窓口

●ワークショップ手続③

1	開催日	令和7年2月1日
2	参加者数	27人
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和7年1月1日
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、プロジェクト推進室窓口

明石市自治基本条例の検証



明石市自治基本条例第38条において、市長は条例や条例に基づく制度が社会情勢に適合しているかを市民参画の下、5年ごとに検証を行う旨が定められています。令和5年度より、下記のながれで検証を進めています。

検証方法

- 検証シートを用いた評価
- 所管課（自己検証）、庁内検証会議（横断的検証）、市民検証会議（専門的検証）が、検証項目ごとに○×△の符号評価を行う

検証項目

- 検証1 社会情勢との適合性
- 検証2 本市にとってのふさわしさ
- 検証3 市政運営の基本原則との適合性

● 検証のながれ

検証の種類	実施時期	実施概要	検証に関わる人
自己検証 【制度所管課】	R5.8	検証シート等の作成	所管課 
横断的検証 【庁内検証会議】	7回 R5.8～R6.3	庁内次長級職員による横断的な検証 → 検証報告書（案）の作成	市長等 
パブリックコメント	R6. 5.25 ～6.25	検証及び検証報告書（案）に対する 意見募集【意見数：52件／5名】	市民 
条例の検証に関する 意見募集	R6.11～	市民の声を広く聴くため、検証及び検証 報告書（案）に対する意見を随時募集 【市HPの他、市連合まちづくり協議会を 通じて全自治会へ周知・意見募集】	より幅広い市民 
市民検証 【市民検証会議】	10回（予定） R6. 9～	学識経験者・公募市民による、上記検証 およびパブコメ等の市民意見も踏まえた 第三者的な市民目線かつ専門的な検証	学識経験者＋市民 

市民参画手続

● 市民参画手続でいただいた意見

条例の検証に関する意見募集

【参画】市長が率先してタウンミーティングを行われており、参画や協働、市政の情報共有の点でもより開かれた市政になったと感じています。など



パブリックコメント

【参画】全職員に適正な市民参画手続の実施を周知徹底してほしい。

【協働】今後の外部有識者による検証のために、現行制度が抱える具体的な課題を挙げておいてはどうか。 など

市民検証

【広報】社会的弱者の方に、確実に広報紙を届けるために、横断的な連携やSNS等を活用したプッシュ型の広報を検討してはどうか。

【組織】SDGs達成のために対話と共創を掲げ、必要な組織を構築していることは、一定の評価ができる。 など

● 成果や意識した点

市民検証会議の委員に条例の各制度の理解を深めて頂くため、事前レクチャーを行っています。その結果、各会議では全委員が積極的に発言され、質・量ともに充実した審議がされています。

新たな課題の発見につながり、意見を踏まえた検討や見直しにつなげることが出来ています！



< 採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト >

● 意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和6年5月25日～令和6年6月25日
2	意見提出者数	5人
3	意見数	52件
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、市広報紙、各市民センター、あかし総合窓口、行政情報センター、総務課窓口
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、総務課窓口

● 審議会等手続

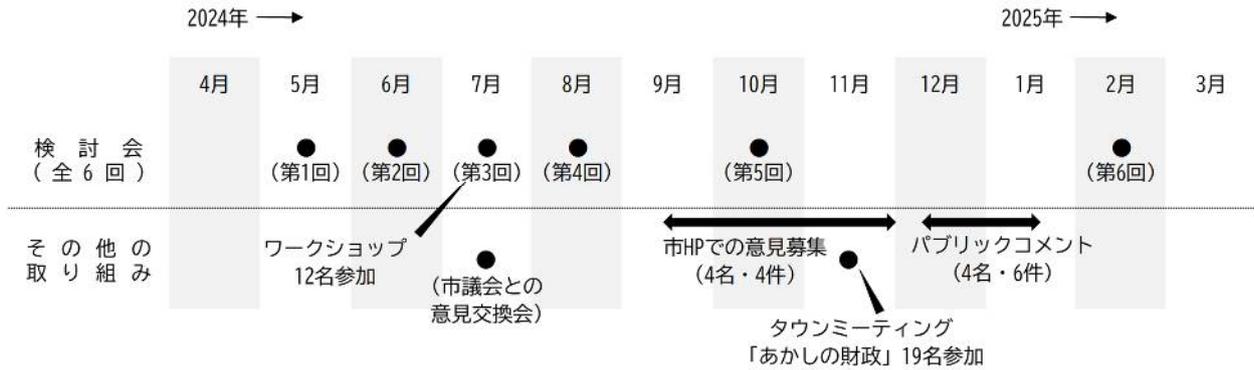
1	名称	明石市自治基本条例市民検証会議
2	開催日	令和6年9月～（10回開催予定）
3	委員総数（原則20人以内）	7人
4	うち公募委員（原則2割以上）	4人
5	うち男女数（原則4割以上）	男性4人、女性3人
6	うち障害者数（10人に1人以上）	1人
7	委員名簿の公表（原則公表）	公表
8	会議の公開（原則公開）	公開
9	会議録の公表（原則公表）	公表

「みんなの財政白書あかし」の策定

今後、老朽化した公共施設の整備や高齢化などに伴う社会保障経費の増加が見込まれることから、市の財政状況や財政運営上の課題を見える化し、今後の財政見通しなどとあわせて市民の皆さまと共有するため、「みんなの財政白書あかし」を策定しました。



策定までの取り組み



検討会における検討

5名の市民の方が参加する検討会を通じて、どのような財政白書にしたいか議論しました。

- 誰もが読みやすいデザインに!
- 興味を持ってもらえるように、マンガを入れたらよいのでは?
- みんなに知ってもらうために周知の方法にも工夫を!
- 上下水道事業についても記載を!

市民の皆さんからのご意見

タウンミーティングやワークショップ、パブコメなどを通じて、市民の皆さんからたくさんのご意見をいただきました。

- 財政状況が悪くなっても、支出の削減で対応できるようにしてほしい
- 今後の収支見込みには、貯金の残高以外の情報も載せてほしい
- 市役所新庁舎や新ごみ処理施設の整備の必要性等をしっかりと記載してほしい

成果や意識した点

策定にあたっては、「みんな」の意見を取り入れること、誰にでも「わかりやすい」ものとすることを目指しました。

いただいたご意見を積極的に反映させたことで、こどもから大人までみんなが手に取りたくなるような財政白書ができたのではないのでしょうか。

また、作成費用には、財政白書の趣旨に賛同いただいた企業からの寄附 200 万円を活用しており、外部からの応援を受けながら作成したモデルケースにもなったのではないかと感じています。

原則すべて反映

- ・財政に関するマンガを制作
- ・上下水道の情報を追加
- ・収支見込みに歳入・歳出・借金の残高を記載 など

マンガやイラストを盛り込みました!



市民の皆さんから様々な意見をいただきました!

<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和6年12月15日～令和7年1月15日
2	意見提出者数	4人
3	意見数	6件
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ、財務担当窓口、 行政情報センター、各市民センター、あかし総合窓口
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、財務担当窓口

●審議会等手続

1	名称	明石市財政及び公共施設のあり方に関する検討会
2	開催日	第1回：令和6年5月18日 第2回：令和6年6月30日 第3回：令和6年7月28日 第4回：令和6年8月25日 第5回：令和6年10月26日 第6回：令和7年2月1日
3	委員総数（原則20人以内）	10人
4	うち公募委員（原則2割以上）	5人
5	うち男女数（原則4割以上）	男性6人、女性4人
6	うち障害者数（10人に1人以上）	1人
7	委員名簿の公表（原則公表）	公表
8	会議の公開（原則公開）	公開
9	会議録の公表（原則公表）	公表

●タウンミーティング

1	開催日	令和6年11月9日
2	参加者数	19人
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和6年10月1日
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、検討会への結果報告

●ワークショップ手続

1	開催日	令和6年7月28日
2	参加者数	12人
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和6年7月1日
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、検討会への結果報告

1 目的・背景

本市では、障害の有無や年齢、性別等にかかわらず、誰にもやさしいまちづくりを進めています。

目指すまちの姿の実現に向け、令和元年3月に「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（マスタープラン）」を策定し、令和4年度からは、市内13か所の移動等円滑化促進地区を対象に、各地区の特性やバリアフリー化の状況、今後のまちづくりの予定等を踏まえ、地区ごとの事業内容等を定めた基本構想を順次策定しています。

令和6年度は、山陽電鉄藤江駅周辺地区の基本構想を策定することとしました。

2 経緯

令和6年8月7日	第1回 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会
令和6年12月20日 ～令和7年1月20日	「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画 改定素案」の パブリックコメント
令和7年2月6日	第2回 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会
令和7年3月21日	明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画の改定

3 市民参画手続で出た主なご意見

パブリックコメント	(意見なし)
審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・徹底的に議論した上で、できないならばできない理由を明確にし、さらに明確に示されたとしても仕方ないで済まらずに、長期的にどうしていくかを事業者、市及び当事者で考えることが重要である。 ・藤江地区の基本構想が策定された後も、実際にやってみて課題が出てきたら改善し、一緒に前進していければ良いと思う。

4 成果や意識した点

- ・基本構想を策定するに当たり、地域住民、障害当事者等とまちあるきを行い、気付きや意見を聴取することで、本当に困っている事や要望を基本構想に落とし込めるよう取り組んだ。
- ・複数の障害当事者や障害当事者に関わる方を協議会の委員とすることで、当事者目線による建設的な意見交換を行うことができています。
- ・交通事業者や行政関係者も協議会の委員として委嘱することで、地域の課題や対策、改善方法などについて直接意見を交わすことができる場としている。
- ・協議会において、各委員が、必ず一度は意見や感想を発言する機会を作るようにしている。



【まちあるき（藤江地区）】



【ユニバーサルデザインのまちづくり協議会】

<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和6年12月20日～令和7年1月20日
2	意見提出者数	0人
3	意見数	0件
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ、市民センター、行政情報センター、インクルーシブ推進課窓口
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、インクルーシブ推進課窓口

●審議会等手続

1	名称	明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会
2	開催日	第1回：令和6年8月7日 第2回：令和7年2月6日
3	委員総数（原則20人以内）	21人（※1）
4	うち公募委員（原則2割以上）	0人（※2）
5	うち男女数（原則4割以上）	男性12人、女性9人
6	うち障害者数（10人に1人以上）	5人
7	委員名簿の公表（原則公表）	公表
8	会議の公開（原則公開）	公開
9	会議録の公表（原則公表）	公表
※1	委員総数未達成理由	移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインより様々な障害当事者や公共交通機関、関係団体で協議を行う必要があるため。
※2	公募委員未達成理由	障害当事者や関係機関、有識者での協議会としているため。

ぶんぱく(明石市立文化博物館)あり方検討



ぶんぱく開館から30年以上経過した現在の状況において、市民が明石に愛着と誇りを持つために、この博物館はどうあるべきなのか、コンセプトや方向性を明らかにし、明石にしかない博物館を創り上げるための検討を行っています。今後も検討を重ね、最終的には市へ提言を行う予定です。

これまでの
経緯と
今後の予定

あり方 検討会	第1回 2024.8月	第2回 2024.12月	第3回 2025.2月	第4/5回 2025年度中	市へ提言
	11月 ぶんぱく職員意見交換会		2月 市民ワークショップ		議会報告

ぶんぱく(明石市立文化博物館)あり方検討会【有識者+公募市民】

【第1回検討会意見】

- ぶんぱくの状況について、来館者視点・従業員視点のファクトを集めていかないとベクトルが定まらない。
- ぶんぱく設立経緯を見るのと同時に、文化概念を明確化していく必要がある。
- 今ある資料、今ある活動、今あるユーザーというベースの上で未来を考えなくてはいけない 等

ぶんぱく職員意見交換会
と市民ワークショップの
開催を決定

ぶんぱく職員意見交換会

【あり方検討会の検討結果を実行する職員たち】

日時：2024.11.25（月）9時～12時
参加者：15名



【テーマ】ぶんぱくがめざすこと アウトカムを考える

- ① ぶんぱくが市民にとって身近な存在になる
 - ② 子どもたちが明石の歴史や文化を理解し、自発的に知ろう、学ぼうとする
 - ③ 職員が誇りをもってはたらける環境が整う
- 上記3つがぶんぱくの設置目的を達成するために大事

市民ワークショップ

【ぶんぱくを利用する市民】

日時：2025.2.2(日)10時～12時
場所：ウィズあかし フリースペース
参加者：19名

【テーマ】ミライに残したい明石の歴史や文化

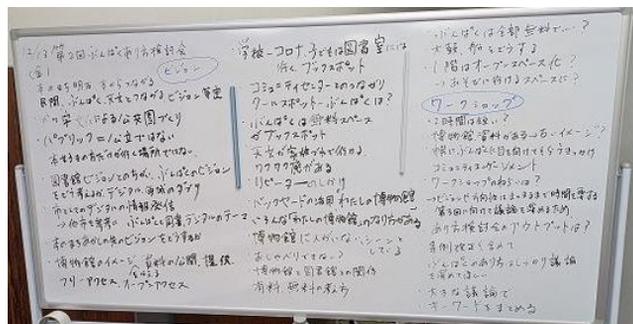
ため池／コウノトリなど野鳥／まち並み
海ガメ／海が見える景色／海と山／海苔
魚の棚／源氏物語／シゴセンジャー
中崎公会堂／天文科学館／布団太鼓 等

【テーマ】〇〇な博物館になってほしい

- 新しい文化を創造していく
- 一緒に調査・研究できる
- のんびりできる
- 地域の方が活躍（発表）できる 等

【成果や意識した点】

- あり方検討会では有識者と公募市民が積極的に意見交換ができるよう、ホワイトボードを活用した。議論を可視化することで、スムーズな審議ができた。
- 市民ワークショップでは、幅広い年齢層の市民の生の声が聴けて参考になった。職員だけでは思いつかなかった発想や考え方を知ることができた。



<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

● 審議会等手続

1	名称	ぶんぱく（明石市立文化博物館）あり方検討会
2	開催日	令和6年8月17日、12月13日、令和7年2月24日
3	委員総数（原則20人以内）	7人
4	うち公募委員（原則2割以上）	2人
5	うち男女数（原則4割以上）	男性5人、女性2人
6	うち障害者数（10人に1人以上）	0人
7	委員名簿の公表（原則公表）	公表
8	会議の公開（原則公開）	公開
9	会議録の公表（原則公表）	公表

● ワークショップ手続

1	開催日	令和7年2月2日
2	参加者数	20人
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和7年1月11日
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、市広報紙
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、検討会で説明

第3次最終処分場の延命化及び新ごみ処理施設の建設規模縮小のため、ごみの減量化が喫緊の課題となる中、「ゼロ・ウェイストあかし」を合言葉とした様々なごみ減量施策の一環として、家庭系ごみに対して「単純指定ごみ袋制」を導入し、分別の徹底、排出抑制、不適正排出の防止を図り、ごみの減量化を推進するため、条例の一部改正をすることとしました。

〈これまでの経緯と今後の予定〉

令和3年5月～令和4年4月※①	環境審議会（全3回）明石市一般廃棄物処理基本計画の変更について
令和5年9月	タウンミーティング実施
令和6年8月～10月	ワークショップ実施（全9回）
令和6年9月	市民アンケート実施
令和7年2月 ※②	環境審議会 アンケート結果・条例の一部改正について（報告・意見交換）
令和7年3月～4月※③	条例の一部改正についての意見募集
令和7年7月6日	「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正
令和7年7月～令和8年3月	指定ごみ袋市民説明会（小学校区ごとに2回実施予定） 指定ごみ袋デザインアンケート
令和8年9月～令和9年2月	指定ごみ袋移行期間（6ヶ月）
令和9年3月～	指定ごみ袋本格導入

〈条例の一部改正にかかる市民参画手続〉

審議会手続【明石市環境審議会】	
※①令和3年5月～令和4年4月 全3回	【答申】家庭系指定ごみ袋の導入を推奨項目とする一般廃棄物処理基本計画改定案の答申を受ける。
※②令和7年2月	【報告】：「家庭系指定ごみ袋」の導入に向けた条例改正について説明 【意見】ごみの分別意識・促進効果について/市民への周知・啓発について ほか
意見公募手続※③	
実施期間：令和7年3月19日～4月18日	意見：90名（184件）
	【意見】指定袋を導入する意義について/有料化との違いについて/導入の効果について/仕様について /広報の方法について ほか

〈関連する取組〉

タウンミーティング「まるちゃんカフェ」第6回『環境～ごみ減量～』	
【テーマ】ごみ減量を進めるためには？	
実施日：令和5年9月23日	参加者：約50名
ワークショップ（一般参加者を含むごみ減量協力員研修会）	
【テーマ】ごみの減量について	実施回数：9回
実施期間：令和6年9月16日～10月19日	参加者：303名



「ごみの減量に関する市民アンケート」

【調査内容】ごみの排出行動/ごみ減量への意識・意見 ほか

実施期間：令和6年8月30日～9月20日

対象：無作為抽出1,300人（回答557人） ワークショップ参加者303人（回答299人）

〈成果や意識した点〉

タウンミーティングやワークショップを通じて、参加者同士が主体的に身近なごみ減量について考えていただくとともに、ごみ減量施策の一つとして「単純指定ごみ袋」に関する情報提供をし、直接、市民からの声を聞いて、取り組みに反映させました。



<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●審議会等手続

1	名称	明石市環境審議会（全4回）
2	開催日	①第71回：令和3年5月26日 ②第73回：令和3年11月19日 ③第74回：令和4年3月28日 ④第81回：令和7年2月18日
3	委員総数（原則20人以内）	10人
4	うち公募委員（原則2割以上）	2人
5	うち男女数（原則4割以上）	男性4人、女性6人
6	うち障害者数（10人に1人以上）	1人
7	委員名簿の公表（原則公表）	公表
8	会議の公開（原則公開）	公開
9	会議録の公表（原則公表）	公表

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和7年3月19日～令和7年4月18日
2	意見提出者数	90人
3	意見数	184件
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、市窓口で閲覧（6カ所）、市広報紙
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、市窓口で閲覧（6カ所）、市広報紙（予定）

明石市内において、企業の生産性の向上及び雇用の創出を目指すとともに地域経済の成長と発展を図るため、地域未来投資促進法に基づく基本計画、及び同法第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例を策定しました。

計画で緩和地域 条例で緩和率を規定



工場立地法では、周辺の生活環境との調和を保つために、工場敷地面積に対する緑地面積率等の基準を定め、工場敷地内に緑地等の確保を義務づけています。

明石市では、市準則条例により、緑地面積率等の緩和基準が適用されていましたが、地域の特性を生かして高い付加価値を創出することを目的として、地域未来投資促進法に基づく基本計画及び新たな市準則条例を制定し、南二見人工島に限定して、さらなる緩和を実施しました。

【令和6年度の取組】

- 9月1日～30日：パブリックコメント実施
- 10月4日・5日：市民説明会を実施（全2回）
- 11月7日：パブコメ及び市民説明会の結果公表

パブリックコメントの実施

【意見】緑地をどのように確保するのかについて明記すべき

市民説明会の実施

【第1回】

日時：10月4日（金）18時30分～
場所：南二見会館 参加者：15人

【第2回】

日時：10月5日（土）15時00分～
場所：二見市民センター 参加者：2人

【意見】

- 今後のスケジュールを教えてください
- 基本計画の期間延長はできるのか

区域	《新たな基準》 2025年4月1日以降 ※地域未来法による基準緩和		《現在の基準》 2022年5月20日～ 2025年3月31日 ※工場立地法による基準緩和	
	緑地面積率	環境施設 面積率	緑地面積率	環境施設 面積率
南二見（二見臨海工業団地）	1%以上	1%以上	5%以上	10%以上
南二見以外				
工業地域・工業専用地域	5%以上	10%以上	5%以上	10%以上
準工業地域	10%以上	15%以上	10%以上	15%以上
その他の地域	20%以上	25%以上	20%以上	25%以上

【対象】敷地面積 9,000 m²以上または建築面積 3,000 m²以上の工場等

【成果や意識した点】

- 説明会を実施することで、市民の方々の顔を見ながら直接声を聞くことができました。
- 実務をされる企業の方々の疑問に対面で答えることで、市がまじめに取り組んでいることを分かっていただけだと思う。
- いただいた意見による修正はなかったが、今後の事業実施の参考にしたい。
- 基準を緩和するまで長い時間がかかったが、やりとげることで市民や企業の信頼が高まったように思う。



<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和6年9月1日～令和6年9月30日
2	意見提出者数	1人
3	意見数	1件
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ、あかし総合窓口・各市民センター・行政センター・商工政策課窓口
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、商工政策課窓口

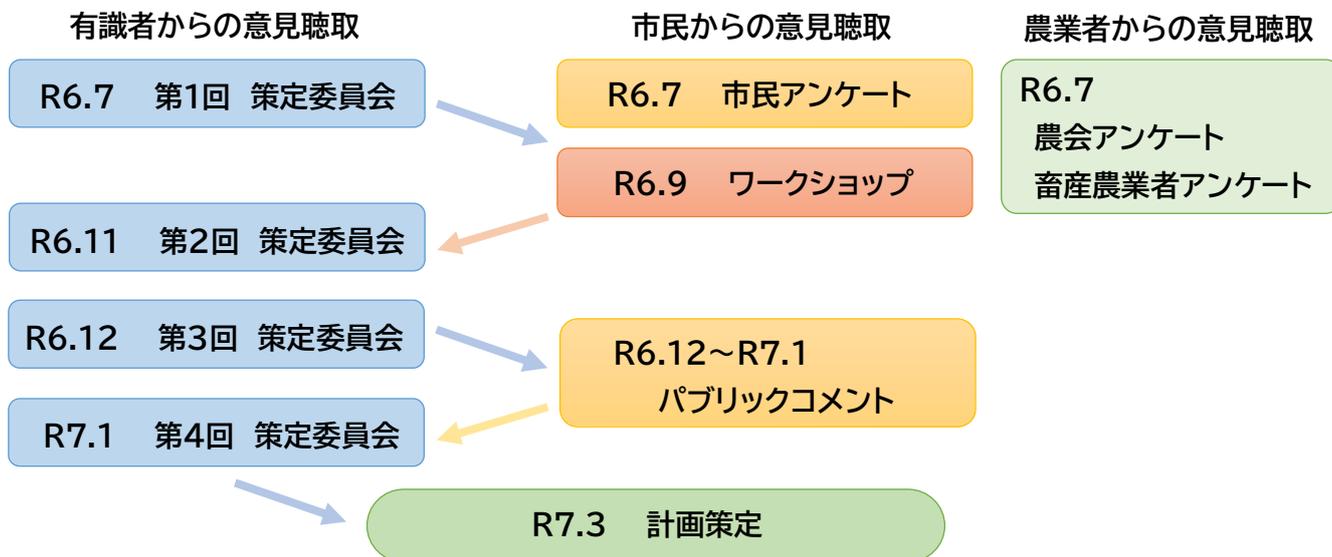
●意見交換会手続（市民説明会）

1	開催日	第1回：令和6年10月4日 第2回：令和6年10月5日
2	参加者数	第1回：15人、第2回：2人
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和6年9月1日
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ、商工政策課窓口
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、商工政策課窓口

第3次明石市農業基本計画の策定

明石市の農業の現状や課題を踏まえ、今後も農業を守り、維持していくために必要な施策を示すため、「第3次明石市農業基本計画」を策定しました。

計画策定までの市民参画手順のながれ



【いただいたご意見】 ※オレンジ色の箇所は計画に指標値を設定

策定委員会

農業者、公募市民、JA・流通関係者等で構成

- ・農業を取り巻く環境の厳しさを認識できた
- ・市民を信じ知らせていくことが大切
- ・**若手農業者の育成支援**が重要 等

市民アンケート

市民 1,000 名を対象に実施(回収率 25.1%)

- ・今ある農地はできるだけ多く残してほしい
- ・**学校給食等で明石市産の農産物を使用**してほしい
- ・**直売所やイベントを充実**させてほしい 等

ワークショップ

一般市民30名、農業関係者20名が参加

- ・生産者と消費者が直接話せる貴重な機会だった
- ・**農業体験や食育の機会**を増やしてほしい
- ・農業者の所得向上のために行政の支援が必要 等

パブリックコメント

4名の方から 7 件の意見

- ・都市近郊型農業に注力することが重要
- ・直売所等を充実させ市民と農業との接点を増やす
- ・**ため池の保全**に、より積極的に取り組むべき 等

～ 成果や意識した点 ～

市民の方にも農業関係者の方にも、明石市の農業の現状をありのままに伝え、厳しい状況にあることを認識していただくことを出発点とし、それぞれの立場でどんなことを必要とされるのか、また何ができるのかを明らかにすることを目標に各手法を実施しました。

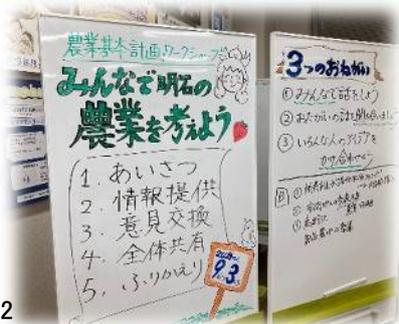
結果として、多様な立場の方々の認識のギャップが少なからず解消され、新しい取組を進めるための第一歩になったと感じています。

農会・畜産農業者アンケート

農会長 39 名、畜産農家2戸から回答

- ・後継者・労働力不足が一番の課題
- ・**機械導入や施設整備への支援**が必要
- ・**ため池・水路の維持管理の支援**が欲しい 等

ワークショップの実施により農業者と市民の相互理解を醸成



<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和6年12月27日～令和7年1月27日
2	意見提出者数	4人
3	意見数	7件
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、農業振興課窓口、行政情報センター、総合窓口、各市民センター
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、農業振興課窓口

●審議会等手続

1	名称	明石市農業基本計画策定委員会
2	開催日	令和6年7月30日、11月5日、12月24日、 令和7年1月31日
3	委員総数（原則20人以内）	9人
4	うち公募委員（原則2割以上）	2人
5	うち男女数（原則4割以上）	男性5人、女性4人
6	うち障害者数（10人に1人以上）	1人
7	委員名簿の公表（原則公表）	公表
8	会議の公開（原則公開）	公開
9	会議録の公表（原則公表）	公表

●ワークショップ手続

1	開催日	令和6年9月3日
2	参加者数	50人
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和6年8月1日
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ、市民センター、あかし市民図書館、明石文化国際創生財団、兵庫県立大学、神戸学院大学 等
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、農業振興課窓口、策定委員会

●その他手続（アンケート）

1	開催日	令和6年7月3日～令和6年7月31日
2	参加者数	18歳以上の市民1,000名を対象に実施、251名から回答
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和6年7月3日
4	実施公表方法（原則2以上）	対象者に直接送付
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、農業振興課窓口、策定委員会

1 目的・背景

これまで「明石市都市景観条例」によりまちの景観形成に取り組んできましたが、景観資源や市民の意識の変化に対応し、引き続き個性豊かで美しい都市景観形成を推進するため、景観法に基づく「明石市景観計画」の策定及び「明石市都市景観形成基本計画」の改定を昨年度から取り組んでおり、今年度内の策定・改定を目指しています。あわせて都市景観条例、屋外広告物条例の改正も行います。

2 これまでの経緯と主な市民の意見

(1) まちかど景観アンケート・景観意識アンケート・景観写真の募集

概要	市内の公共施設等15箇所にアンケートボードを設置し、来街者に対して、10年後、20年後の明石に「残したい景観」、「改善したい景観」にシールを貼り付けて投票。あわせてインターネットのアンケートフォームを用い、残したい、改善したい景観やその理由、場所やエピソードなどについてアンケートを実施。また、心に残る景観写真も募集。
結果	【上位2項目】残したい景観：「海・港」「シンボル（天文科学館・明石城など）」 改善したい景観：「道路・河川」「住宅街・自分の家の周り」 ほか

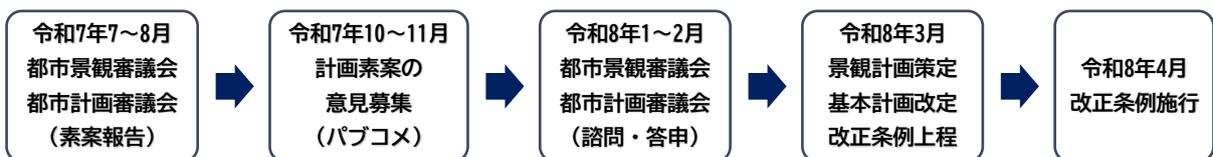
(2) タウンミーティング「あかしの景観」

概要	市の施策の取組状況の紹介やアンケート結果の共有、残したい、改善したい景観について意見交換しながら地図への落とし込みなどを実施。
意見	・明石城、明石公園、魚の棚などでの賑わい景観 ・海岸沿いの眺望（夕日や朝日、サイクリングロード） ほか

(3) 明石市都市景観審議会での審議

概要	アンケート結果や計画概要などについて報告・協議を実施。
意見	・これまでの取組について整理して良い計画としてほしい ・景観に関する市民の思いやエピソードが重要 ・施策の情報発信や景観、歴史的なものを外部へアピールすることも必要 ほか

3 今後の手続きの大まかな流れ



4 成果や意識した点

- ・明石の景観について、現在市民がどのような思いをもっているかを複数の方法で意見を聞いて把握することで、今後目指すべき明石の景観の方向性について整理することができました。
- ・景観写真募集やタウンミーティングでのワークショップなどを取り入れることで、意識の調査だけでなく、意識の醸成も市民と共に取り組むことができました。



【タウンミーティングでの様子】

<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●審議会等手続

1	名称	明石市都市景観審議会
2	開催日	令和6年7月8日(第1回) 令和6年11月22日(※意見交換) 令和7年2月12日(第2回)
3	委員総数(原則20人以内)	8人
4	うち公募委員(原則2割以上)	2人
5	うち男女数(原則4割以上)	男性4人、女性4人
6	うち障害者数(10人に1人以上)	0人
7	委員名簿の公表(原則公表)	公表
8	会議の公開(原則公開)	公開
9	会議録の公表(原則公表)	公表

●ワークショップ手続(タウンミーティング)

1	開催日	令和6年10月25日
2	参加者数	21人
3	実施の公表日(原則2週間前)	令和6年9月15日
4	実施公表方法(原則2以上)	市ホームページ、市広報紙
5	結果公表方法(原則2以上)	市ホームページ、都市景観審議会

●その他手続(アンケート)

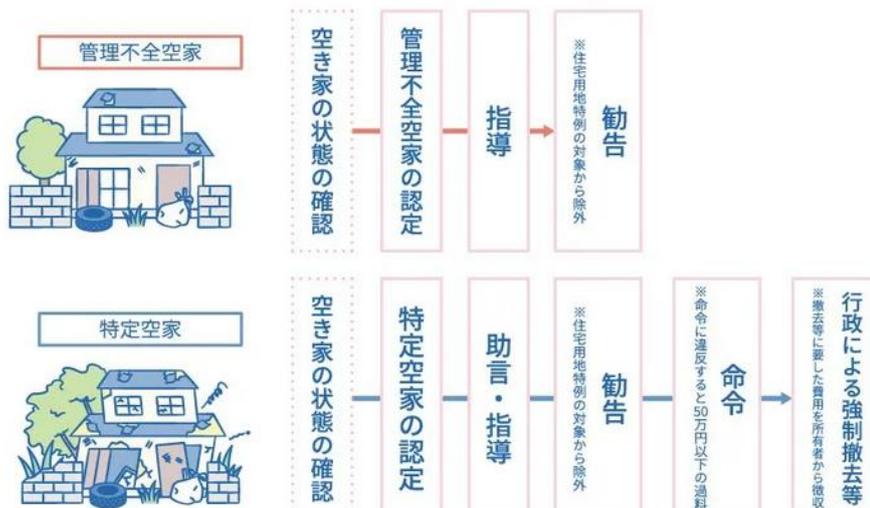
1	開催日	令和6年7月16日~8月22日(まちかど景観アンケート) 令和6年7月15日~8月30日(景観意識アンケート)
2	参加者数(シール貼付・回答数)	4,284数(まちかどシール)、171(オンライン回答)
3	実施の公表日(原則2週間前)	令和6年7月15日
4	実施公表方法(原則2以上)	市ホームページ、市広報紙
5	結果公表方法(原則2以上)	市ホームページ、都市景観審議会

空家等の適正な管理に関する条例の一部改正及び 空家等対策計画の一部変更

1 目的・背景

特定空家等になる前の段階から空家等の適切な管理に係る働きかけを行うことができる等の空家等に対する措置を充実させるために空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）が令和5年6月14日に改正され同年12月13日に施行されました。また、同日、改正法に関する基本指針及びガイドラインが国から示されました。これに伴い改正法に新たに規定された「管理不全空家等」について、市独自の手続き及び市の基本方針等を定めるため、明石市空家等の適正な管理に関する条例（以下「条例」という）の一部改正及び空家等対策計画（以下「計画」という）の一部変更を行うこととなりました。

「管理不全空家等」・・・空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等
 「特定空家等」・・・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等



出典：政府広報オンライン「空き家の活用や適切な管理などに向けた対策が強化。トラブルになる前に対応を！」
<https://www.gov-online.go.jp/article/202403/entry-5949.html>

2 経緯

令和5年6月14日	空家等対策の推進に関する特別措置法改正
令和5年12月13日	空家等対策の推進に関する特別措置法施行 改正法に合わせ国が「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」及び「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」告示
令和6年7月15日～ 8月14日	改正条例案及び変更計画案の パブリックコメント実施
令和6年12月23日	改正条例の公布及び施行 あわせて、計画変更

3 市民参画手続で出た主なご意見

パブリックコメント(2人から3件のご意見)	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家、高齢者世帯の多い地域に保育園や病児保育、市役所施設、病院、大型スーパー、等重要なインフラになるような施設等を設置し、街を活性化することで、空き家問題を解決してください。 ・空き家1件に譲渡所得から 3000 万円の特別控除する予算があるなら、その分を空き家周辺的环境整備の予算に回してください。 ・不動産という大きな財産価値のあるものの処分等は、大変エネルギーのいるものです。時間、資力、手続き等の手間など、一步を踏み出す前に嫌気が指してしまうかもしれません。沢山相談の窓口があるのですが、折角作った法律や制度をもっともっと住民が手軽に知れる、活用できる仕組みが必要です。
-----------------------	---

4 成果や意識した点

- ・条例改正により、管理不全空家等の所有者に対し、是正勧告を行う前に、空家等審議会の意見や所有者に対する意見陳述機会を設けるなど、事前手続の制度化を図りました。
- ・条例及び計画の改正内容に対し直接のご意見ではなく、空き家対策全般に関わるご意見をいただきました。
- ・空き家対策において、市民のみなさまや空き家所有者に対し、わかりやすい相談窓口や制度が求められていることが確認できました。

<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和6年7月15日～令和6年8月14日
2	意見提出者数	2人
3	意見数	3件
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ、市民センター、行政情報センター、建築安全課窓口
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、建築安全課窓口

●複数手法の実施をしなかった理由

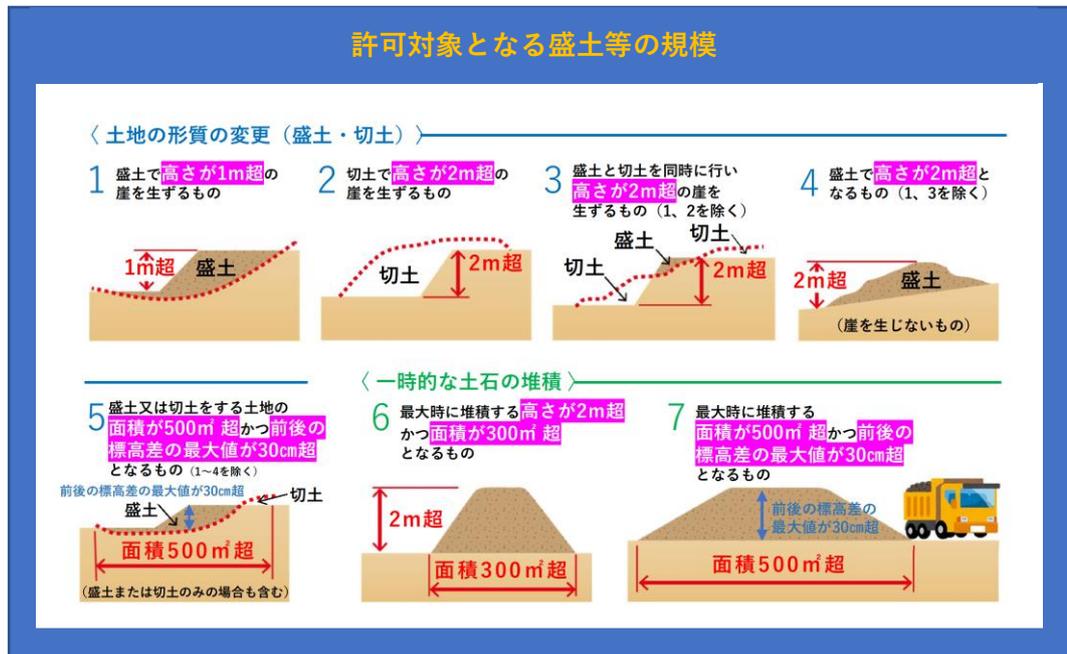
今回条例で定める規定については勧告前の手続きを定めるものであり、権利や義務を制限する内容ではなく、また、計画に定める内容については法改正を踏まえたものですが、空家等の所有者等となりうる市民の理解が必要であることを考慮して、意見公募手続のみを実施しました。

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく 規制区域の指定

1. 背景・目的

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月26日に施行されました。

法の規定に基づき、規制する区域指定に係る調査を実施し、市内全域を盛土等から人家等に被害を及ぼしうる区域（宅地造成等工事規制区域）として指定するものです。



2. これまでの経緯

令和5年度	規制区域にかかる基礎調査
～令和6年11月	規制区域(案)の検証
令和6年12月 ～令和7年1月	意見公募手続き実施 意見2件
令和7年2月	規制区域の確定
令和7年3月	委員会報告 意見公募結果公表
令和7年5月26日	市内全域区域指定

3. 寄せられたご意見

盛土規制法に基づく規制区域の指定にかかる意見募集を行ったところ、2件(2名)のご意見を提出いただきました。

寄せられたご意見とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見	市の考え方
1	規制区域を市内全域に設定することは、非常に良いことだと思います。これからも安心して暮らしていただけるまちにしてください。	盛土規制法に対する市としての考え方にご理解をいただきありがとうございます。安心・安全なまちづくりの実現に向けて盛土規制法を運用してまいります。
2	明石市は他地域に比べて独自の独特の区域だと思うので、全域規制区域にする必要があると思います。	本市では、盛土規制法の趣旨等を踏まえて市内全域を規制区域とする予定です。

4. 成果や意識した点

市民参画手続を経ることで、市民からのご意見を伺うとともに、法改正の趣旨及び市内全域を区域指定することについて市民周知できたことは良かったところと考えております。

<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和6年12月16日～令和7年1月16日
2	意見提出者数	2人
3	意見数	2件
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、市広報紙、各市民センター 行政情報センター、開発審査課窓口
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、開発審査課窓口

明石市みどりの基本計画の改定

1 目的・背景

みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に規定されたもので、緑地の保全や緑化の推進などについて、本市の将来像や、その実現に向けた施策などを定める計画です。本市のみどりの基本計画は、2010年度（平成22年度）に改定されましたが、それ以降、関連する法令や計画が改定されており、こうした状況を踏まえ、改定に取り組むこととしました。

2 これまでの経緯

	日程	内容
2021年度（令和3年度）	6月2日～6月30日	アンケート
2023年度（令和5年度）	10月12日	第1回検討委員会
	1月19日	第2回検討委員会
	2月20日	ワークショップ
2024年度（令和6年度）	5月29日	第3回検討委員会
	1月14日	第4回検討委員会
	3月15日～4月16日	パブリックコメント
2025年度（令和7年度）	5月2日	第5回検討委員会
	6月30日	改定・公表

3 いただいた主なご意見

- ・アンケート調査では、みどりの量や質の満足度をはじめ、市内の関心の高い緑、みどりに関わる活動への関心、市に期待する支援など、みどりへの関心やニーズを把握しました。
- ・ワークショップでは、みどりにふれる機会の充実やボランティアの育成、市民等との協働の推進など、さまざまなお意見を頂きました。
- ・パブリックコメントでは、目標の設定方法をはじめ、公園の整備や樹木の保全などのご意見を頂きました。そのほか、農地の保全や水源の確保、支援制度・表彰制度の対象、重点的取組への追加など、幅広いご意見を頂きました。



ワークショップの様子

4 成果や意識した点

バランスのとれた計画書となるよう、検討委員会の構成は、学識経験者2名、地域団体代表者3名、緑化活動市民2名、公募市民2名としました。市民参画手法は、説明会形式から、早い段階でご意見を頂くワークショップ形式に変更し、市民の皆さんの関心やニーズを的確に把握した上で、施策などの検討を進めました。また、計画の実現にあたっては市民等との共創による取組が必要となることから、有識者によるコラムも要所で掲載し、現状の課題や対策などを解説して頂くなど、市民の皆さんが興味・関心を持ち、身近で分かりやすい計画書となるよう工夫しました。



イラストや写真、コラムを盛り込みました！

<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和7年3月15日～令和7年4月16日
2	意見提出者数	4人
3	意見数	10件
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ、公園・海岸課窓口、行政情報センター、各市民センター、あかし総合窓口
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ（予定）、検討委員会への結果報告

●審議会等手続

1	名称	明石市緑の基本計画改定検討委員会
2	開催日	第1回:令和5年10月12日、第2回:令和6年1月19日、第3回:令和6年5月29日、第4回:令和7年1月14日、第5回:令和7年5月2日
3	委員総数（原則20人以内）	9人
4	うち公募委員（原則2割以上）	2人
5	うち男女数（原則4割以上）	男性4人、女性5人
6	うち障害者数（10人に1人以上）	0人
7	委員名簿の公表（原則公表）	公表
8	会議の公開（原則公開）	公開
9	会議録の公表（原則公表）	公表

●ワークショップ手続

1	開催日	令和6年2月20日
2	参加者数	39人
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和6年1月1日
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、検討委員会への結果報告

●その他手続（アンケート）

1	開催日	令和3年6月2日～6月30日
2	参加者数	190件
3	実施の公表日（原則2週間前）	令和3年6月2日
4	実施公表方法（原則2以上）	公園愛護会（※）への依頼
5	結果公表方法（原則2以上）	みどりの基本計画（本編）公表（予定）、検討委員会への結果報告

（※）公園愛護会とは、自治会、高年クラブ、子ども会等の地縁団体で結成された団体です。

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定

子ども・子育て支援制度において、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「教育・保育の量と質の確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図るため、市町村は5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

令和6年度で第2期計画が期間満了となることから、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す基本方針をもとに、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的に推進するため、令和7年度から5年間を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」の第3期計画を策定しました。

1 市民参画手続きの流れ

実施時期	区分		備考
令和6年7月	審議会手続	有識者からの意見聴取	第1回 児童福祉専門分科会
令和6年9月	審議会手続	有識者からの意見聴取	第2回 児童福祉専門分科会
令和6年10月	審議会手続	有識者からの意見聴取	第3回 児童福祉専門分科会
令和7年1月	意見公募手続	市民の意見を聴く	パブリックコメント
令和7年2月	審議会手続	有識者からの意見聴取	第4回 児童福祉専門分科会
令和7年3月	計画策定		

2 市民参画手続きで出た主な意見

審議会手続	意見公募手続
<ul style="list-style-type: none"> ○就学前施設と小学校の連携を推進してほしい。 ○小中高生の意見を聴き、施策に活かしてほしい。 ○保育現場や放課後児童クラブの人員確保をしっかりと検討してほしい。 ○「こども誰でも通園制度」は必要性を感じる。今後取り組んでほしい。 ○病児・病後児保育を充実させてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○第1子から保育料を無償化してほしい。 ○大久保駅付近に図書館を設置してほしい。 ○江井島に図書館等を設置してほしい。 ○子育て支援センターの運営やおむつ定期便がありがたい。

3 成果や意識した点

施設・事業を利用されている方、これから利用する方の声だけでなく、専門的な視点を持つ学識経験者、児童心理の有識者、医師、弁護士に加え、民間保育事業者や放課後児童クラブの関係者等、それぞれの立場から多様なご意見をいただくことで、地域の子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、市民の多様な声を踏まえて第3期計画を策定しました。



「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども一人ひとりに寄り添うきめ細やかな取組をさらに拡大するとともに、すべてのこどもの健やかな育ちをまち全体で支える施策のさらなる展開を進めていきます。

<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和6年12月16日～令和7年1月15日
2	意見提出者数	2人
3	意見数	4件
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ、こども政策課窓口、行政情報センター、各市民センター、あかし総合窓口
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、こども政策課窓口

●審議会等手続

1	名称	社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2	開催日	令和6年7月30日～令和7年2月10日 計4回
3	委員総数（原則20人以内）	11人
4	うち公募委員（原則2割以上）	0人（※）
5	うち男女数（原則4割以上）	男性5人、女性6人
6	うち障害者数（10人に1人以上）	0人（※）
7	委員名簿の公表（原則公表）	公表
8	会議の公開（原則公開）	公開
9	会議録の公表（原則公表）	公表
※	未達成理由	委員については、条例で構成が定められているため。

明石市社会的養育推進計画の改定

1 目的・背景

社会がこどもの養育に対して保護者（家庭）とともに責任を持ち、家庭を支援していく社会的養育の推進に関する10年間の計画として、令和2年3月に「明石市社会的養育推進計画」を策定しました。令和4年の改正児童福祉法等を踏まえ、令和7年度以降の計画について見直しが求められたことから、現行計画における課題に対応した計画（計画期間：令和7年度から令和11年度）として改定しました。

2 経緯

令和6年3月	こども家庭庁より通知 「都道府県社会的養育推進計画」策定について
令和6年5月～ 令和7年2月	有識者及び社会的養護経験者からの意見聴取 ・明石市社会福祉審議会 ・あかし里親推進連絡会議
令和6年10月	こどもの声を聴くワークショップ
令和6年11月	明石こどもセンター一時保護所 こどもの意見を聴く会
令和6年10～12月	こどもへのアンケートの実施
令和6年12月～ 令和7年1月	計画改定案のパブリックコメント
令和7年4月	計画の施行

※ 明石市議会文教厚生常任委員会（6月・12月・3月）において計画の趣旨、経緯、計画案等を報告

3 市民参画手続きで出た主なご意見

パブリックコメント	意見はありませんでした。
明石市社会福祉審議会	・発達障害や知的障害を持つこどもを受け入れていただく里親が少ないのではないか。
あかし里親推進連絡会議	・こどもに対してどのようなフィードバックを考えているか。 ・ケアリーバーに向けての支援について聞きたい。 ・ワークショップ等で出たこどもの意見を計画にどう反映するか。
こどもの声を聴く ワークショップ (9名)	・普段の生活における要望（お小遣い、衣類、門限等）が多かった。 ・将来自立したときに同じ境遇の人と話したい、または、1人にして欲しいという意見があった。
こどもの意見を聴く会 (8名)	・普段の生活における要望（日課、遊び、服等）が多かった。 ・気持ちを聞いてもらってもどうなるかわからない、伝わらない等不安な声があった。
こどもへのアンケート (41名)	主なアンケート内容 ・今の生活について（満足、不満等） ・権利擁護について（意見を聞いてもらっているか、意見表明支援員を知っているか等） ・将来について（進路、目標等）※高校生以上のみ回答

4 成果や意識した点

- ・社会的養護経験者及び子どもから意見を聴く場を設け、その声を計画のこどもの権利擁護、自立支援に向けた取組み等の検討に反映することができた。
- ・計画策定にあたり、聴いた意見については子どもたちへフィードバックを行ったが、計画策定後も定期的にこどもの意見を聴き、聴いた意見をフィードバックしながら、施策等に反映していく必要性を感じた。
- ・子どもたちの声を聴くワークショップを実施するにあたり、本市市民とつながる課と連携し、子どもたちが発言しやすい環境を整えることができた。



<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和6年12月16日～令和7年1月15日
2	意見提出者数	0人
3	意見数	0件
4	実施公表方法（原則2以上）	市広報紙、市ホームページ、行政情報センター 市民センター、あかし総合窓口、明石子どもセンター
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、明石市社会福祉審議会

●審議会等手続

1	名称	明石市社会福祉審議会
2	開催日	令和6年5月20日、令和7年2月17日
3	委員総数（原則20人以内）	27人（※）
4	うち公募委員（原則2割以上）	0人（※）
5	うち男女数（原則4割以上）	男性16人、女性11人
6	うち障害者数（10人に1人以上）	0人（※）
7	委員名簿の公表（原則公表）	公表
8	会議の公開（原則公開）	公開
9	会議録の公表（原則公表）	公表
※	委員総数・公募委員数未達成理由	社会福祉法に基づき、委員を選定しているため。

●意見交換会手続（あかし里親推進連絡会議）

1	開催日	令和6年8月6日/令和6年11月26日/令和7年2月18日
2	参加者数	18人/17人/19人
3	実施の公表日（原則2週間前）	非公表（※）
4	実施公表方法（原則2以上）	非公表（※）
5	結果公表方法（原則2以上）	非公表（※）
※	非公表理由	参加対象に限られる会議であるため

●ワークショップ手続（こどもの声を聴くワークショップ）

1	開催日	令和6年10月27日
2	参加者数	9人 市内児童養護施設で生活をしているのこども等 ※小学校6年生～高校3年生・社会人
3	実施の公表日（原則2週間前）	非公表（※）
4	実施公表方法（原則2以上）	非公表（※）
5	結果公表方法（原則2以上）	明石市社会的養育推進計画巻末資料（市ホームページに掲載）
※	非公表理由	参加対象者が限定的であるため

●ワークショップ手続（こどもの意見を聴く会）

1	開催日	令和6年11月19日
2	参加者数	8人 一時保護所で生活しているこども※5歳～中学校1年生
3	実施の公表日（原則2週間前）	非公表（※）
4	実施公表方法（原則2以上）	非公表（※）
5	結果公表方法（原則2以上）	明石市社会的養育推進計画巻末資料（市ホームページに掲載）
※	非公表理由	参加対象者が限定的であるため

●その他手続（アンケート）

1	開催日	令和6年10月～12月
2	参加者数	41人（対象者55人） ①里親家庭・児童養護施設で生活している小学生以上のこども ②市内児童養護施設で生活している小学6年生以上でワークショップに参加したこども等
3	実施の公表日（原則2週間前）	非公表（※）
4	実施公表方法（原則2以上）	非公表（※）
5	結果公表方法（原則2以上）	明石市社会的養育推進計画巻末資料（市ホームページに掲載）
※	非公表理由	参加対象者が限定的であるため

明石市一時保護施設の設備及び 運営に関する基準を定める条例の制定

1 目的・背景

一時保護施設は、虐待や非行などの理由により、家庭で生活することが難しいこどもが、安全な環境で一時的に生活する場所です。運営基準については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を準用していましたが、「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童相談所設置市が定めることとされました。ついては、本市においても一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たな条例を制定したものです。

2 経緯

2024年10月	アンケート調査(施設入所・里親委託中の児童対象)
2024年11月	「こどもの意見を聴く会」の開催(一時保護中のこどもを対象)
2025年1月	条例案のパブリックコメント
2025年2月	明石市社会福祉審議会に意見聴取
2025年3月	条例案を議会に提出
2025年4月	条例の施行

3 市民参画手続きで出た主な意見

明石市社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・通学支援について、努力義務に止まらず、児童が拒否している等の特別な事情がある場合を除き通学する権利を最大限保障する旨を明記する事が望ましい。 ・明石市が全国に先駆けて取り組んでいる権利擁護の仕組みは、条例に明記することが望ましい。
こどもの意見を聴く会	「学校は楽しい」「食事はおいしい」「よく眠れている」「本が沢山あるのはよい。もっと種類を増やして欲しい」「希望を伝えても叶わないのではないか」

4 成果や意識した点

専門的な視点を持つ審議会、市民参画手続であるパブリックコメント、実際に一時保護中のこども等から幅広い意見を募りました。その結果、通学支援について、省令では幼稚園を除くとされていますが、幼稚園に在籍している児童についても通園できるよう取り組むとともに、努力義務ではなく、責務として規定することで、通学支援に係る本市の姿勢を明確にしました。



<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和6年12月16日～令和7年1月15日
2	意見提出者数	0人
3	意見数	0件
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、明石こどもセンター、行政情報センター 各市民センター、あかし総合窓口
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、明石市社会福祉審議会への報告

●審議会等手続

1	名称	明石市社会福祉審議会
2	開催日	令和7年2月17日
3	委員総数（原則20人以内）	27人（※）
4	うち公募委員（原則2割以上）	0人（※）
5	うち男女数（原則4割以上）	男性16人、女性11人
6	うち障害者数（10人に1人以上）	0人（※）
7	委員名簿の公表（原則公表）	公表
8	会議の公開（原則公開）	公開
9	会議録の公表（原則公表）	公表
※	委員総数・公募委員数未達成理由	社会福祉法に基づき、委員を選定しているため。

●ワークショップ手続（こどもの意見を聴く会）

1	開催日	令和6年11月19日
2	参加者数	一時保護中のこども8人
3	実施の公表日（原則2週間前）	非公表（※）
4	実施公表方法（原則2以上）	非公表（※）
5	結果公表方法（原則2以上）	明石市社会福祉審議会への報告 参加者へのフィードバック
※	非公表理由	参加対象者が限定的であるため。

●その他手続（アンケート）

1	開催日	令和6年10月～12月
2	参加者数	41人（対象者55人） ①里親・児童養護施設で生活している、小学生以上のこども② 明石市内児童養護施設で生活している小学6年生以上でワーク ショップに参加したこども
3	実施の公表日（原則2週間前）	非公表（※）
4	実施公表方法（原則2以上）	非公表（※）
5	結果公表方法（原則2以上）	明石市社会的養育推進計画巻末資料（市ホームページに掲載）
※	非公表理由	参加対象者が限定的であるため。

❖ 政策等の目的、背景

現行「明石市水道事業経営戦略」（以下、「経営戦略」）が令和8年度までであるため、さらなる経営基盤強化及び施設の適正化等を踏まえた次期経営戦略を策定するものです。

❖ 市民参画手続きに関する主な取組みの流れ



❖ 審議会で出た主な意見

① 第1回 審議会

【説明内容】・「経営基盤の強化」「次期経営戦略の策定」を諮問、水道の概要及び経営状況を説明

【主な意見】・会計的に健全である今のうちに、今後の経営戦略を検討できればと考える

- ・これからの水源転換に向けて、さらなる広域化等の検討が必要である
- ・今後の人口減少、巨大地震の発生等を見据えた経営戦略とすべき

② 第2回 審議会

【説明内容】・「現行経営戦略」を総括、課題の抽出

【主な意見】・広域連携によるスケールメリットを活かした経費削減をしてはどうか

- ・人口推計や管路の更新等について、複数案の提示により、検討を進めたい
- ・河川水、地下水の割合を減少させ、特定の水源に偏ることを懸念する
- ・委託事務の技術管理を維持できるかが課題ではないか

③ 第3回 審議会

【説明内容】・「次期経営戦略」の検討、ハード面の解決策

【決定事項】・鳥羽浄水場の運用方針→次期経営戦略期間内の令和16年度までに鳥羽浄水場を廃止

→そのためには、県水増量に向けた協議等が必要

・管路の更新方針→ダウンサイジング可能な管径300mm以上の管路は、縮径して更新

→基幹管路は予防保全、末端管路（管径100~150mm以下）は事後保全

❖ 成果や意識した点

審議会にて、公会計や衛生工学等の専門家から公募市民までの幅広い委員から「生」の声をいただき把握することで、実用的かつ効率的な経営戦略の策定に向けたプロセスを踏むことができています。



<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●審議会等手続

1	名称	明石市上下水道事業経営審議会
2	開催日	令和6年10月31日、12月16日、令和7年3月17日
3	委員総数（原則20人以内）	10人
4	うち公募委員（原則2割以上）	2人
5	うち男女数（原則4割以上）	男性6人、女性4人
6	うち障害者数（10人に1人以上）	1人
7	委員名簿の公表（原則公表）	公表
8	会議の公開（原則公開）	公開
9	会議録の公表（原則公表）	公表

中崎分署棟の移転

1 目的・背景

現在の中崎分署棟は、1972年に当時の旧耐震基準で建設され、2002年に実施した耐震診断では、倒壊、崩壊の危険性があると評価されていますが耐震補強が未実施であり、築50年以上が経過する中で老朽化の進行とともに修繕範囲が拡大し、維持管理コストが増大しています。

令和2年3月に策定された市役所新庁舎建設基本計画の中で、市役所新庁舎整備と合わせて整備を行う方向が示され、現市役所庁舎敷地に近接した市有地への建替による整備を進めています。



	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)
新中崎分署	基本設計	実施設計 敷地整備 先行工事	施工者 選定	建設工事・引越	2027年度 供用開始 (予定)	現中崎分署 解体作業
市役所 新庁舎 (参考)	実施設計	施工者選定	建設工事・引越 (予定)			2028年度 供用開始 (予定) 現庁舎 解体作業

2 経緯

令和2年3月	市役所新庁舎建設基本計画の策定 (新中崎分署の整備場所の考え方を示す)
令和2年4月～令和3年4月	近隣住民に移転に関する説明、説明会の実施
令和5年7月～	近隣住民に移転に関する説明の実施
令和5年7月4日	新中崎分署建設設計業務の着手
令和5年10月30日	中崎分署の移転に関する説明会を実施 (参加対象指定なし)
令和6年4月8日～5月7日	設計に関する意見公募手続の実施
令和7年1月31日	新中崎分署建設設計業務の完了
令和7年7月24日	新中崎分署建設工事説明会を実施
令和7年8月上旬～	新中崎分署建設工事の着工予定(工期は令和9年1月29日)

3 市民参画手続で出た主な意見

意見公募手続 (12名63件)	<ul style="list-style-type: none"> ・建替ではなく、現庁舎を耐震化とリニューアルにより延命化する選択肢があったのではないか。 ・コンパクトでスリムな庁舎として整備するとなっているが、業務への支障はないのか。建設費は削られていないのか。職員の意見は取り上げているのか。 ・緑地を削って建設するので、せめて県東外港などで樹木を含む緑地を確保して欲しい。
--------------------	--

4 成果や意識した点

移転場所については、多様なご意見をいただく中で、明石駅周辺の市街地を管轄する分署として現在地からの大きな場所移動や機能の縮小を行わず、また、現状の災害対応を継続したままでの移転を実施させていただくこととなりました。

近隣住民の方々には工事の実施について丁寧な対応を続けるとともに、南海トラフ地震の発生が危惧される中、災害活動の拠点として早期の供用開始を目指します。

<採用した市民参画手法及び実施原則のチェックリスト>

●意見公募手続（パブリックコメント）

1	実施期間（原則30日以上）	令和6年4月8日～令和6年5月7日
2	意見提出者数	12人
3	意見数	63件
4	実施公表方法（原則2以上）	市ホームページ、市広報紙、行政情報センター、あかし総合窓口、各市民センター、消防局総務課窓口
5	結果公表方法（原則2以上）	市ホームページ、消防局総務課窓口

4. 条例の制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等

NO	政策等	内容	判断基準
1	明石市市税条例の一部を改正する条例制定	地方税法の一部改正に伴い、令和6年度分の個人住民税の定額減税を行うもの。	条例第6条第3項第1号
2	明石市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定	内部公益通報制度の適正な運用を図るため、内部公益通報の受理及び不利益取扱いに係る調査についての要件を明確化するもの。	判断基準⑦
3	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定	上下水道事業の健全な経営と適正かつ能率的な運営を行うため、当該事業の重要施策等を調査審議する明石市上下水道事業経営審議会を設置するもの。	判断基準⑦
4	明石市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例制定	職員の精神疾患による分限休職の期間の算定方法を見直すことのほか、規定の整備を図るもの。	判断基準⑦
5	明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定	租税特別措置法の一部改正に伴う規定の整備を図るもの。	条例第6条第3項第3号
6	明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定	江井ヶ島駅北地区について、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、区域内における建築物の構造及び用途に関する制限を定めるもの。	判断基準⑩
7	明石市市税条例の一部を改正する条例制定	大規模災害が発生した場合に備え、申請によらずに市税の減免を行えるよう規定を整備するほか、令和6年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴う所要の整備を図るもの。	条例第6条第3項第1号
8	明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定	マイナンバーカードと健康保険証の一体化による被保険者証の廃止に伴い、規定の整備を図るもの。	条例第6条第3項第5号
9	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定	刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一元化されることから、関係条例について規定の整備を図るもの。	条例第6条第3項第3号
10	明石市葬祭事業条例の一部を改正する条例制定	人件費及びガソリン価格の高騰等の社会経済状況を踏まえ、霊きゅう用普通自動車の使用料を引き上げるもの。	条例第6条第3項第1号

NO	政策等	内 容	判断基準
11	明石市水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例制定	水道局と都市局下水道室の組織統合に伴い、水道事業及び下水道事業の設置等に関する事項を同一の条例で定めるため、条例の全部を改正するもの。	条例第6条第3項第4号
12	明石市下水道条例等の一部を改正する等の条例制定	水道局と都市局下水道室を統合し、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例について所要の整備を図るもの。	条例第6条第3項第4号
13	明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定	人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げるほか、所要の整備を行うもの。	判断基準⑦
14	明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例制定	人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市の特別職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げるもの。	判断基準⑦
15	明石市個人番号の利用に関する条例及び明石市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例制定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を図るもの。	判断基準⑥
16	明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員の取扱いに準じて、職員の仕事と育児・介護の両立に資する環境を整備するもの。	判断基準⑦
17	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定	兵庫県の学校医及び学校歯科医の報酬の取扱いに準じて、本市の学校医及び学校歯科医の報酬の上限額の改定を行うもの。	判断基準⑦
18	明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び宅地造成等規制法の一部改正により新たに創設された事務に係る手数料を新設するほか、所要の整備を図るもの。	条例第6条第3項第1号
19	明石市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員の退職報償金の勤務年数区分に35年以上の区分を追加するもの。	判断基準⑥

• 資料編 •

1. タウンミーティングの開催実績 56
2. 自治基本条例市民検証会議の意見（市民参画制度） 57
3. SNS を利用した広報活動・ワークショップ等の案内チラシ 58
4. 市民参画手続の判断基準 62

● 資料1 ● タウンミーティングの開催実績

市民一人ひとりの声を丁寧に聴く機会として、タウンミーティングを毎月実施しています。テーマごと・地域ごと・年代ごとに必要な情報を共有し、しっかり対話をして共に考える「積み重ね」により、幅広い市民が市政に参画できる機会を拡充するよう努めています。

23回開催 参加者：1102人

2023年度

回	テーマ	開催月	参加者数
1	障害者	5月	88人
2	子育て	6月	51人
3	高齢者	7月	56人
4	こども会議	8月	59人
5	若者会議	8月	49人
6	環境～ごみ減量～	9月	53人
7	にぎわい	10月	53人
8	これからの協働	11月	62人
9	30・40・50代が語る 明石の未来	12月	42人
10	地域編① 明石エリア	1月	31人
11	地域編② 魚住エリア	2月	47人
12	地域編③ 朝霧エリア	3月	60人

2024年度

回	テーマ	開催月	参加者数
13	地域編④ 西明石エリア	4月	52人
14	地域編⑤ 大久保エリア	5月	68人
15	地域編⑥ 二見エリア	6月	39人
16	こども会議 (3回開催)	7月 8月	延べ 131人
17	若者会議	9月	12人
18	あかしの景観	10月	21人
19	あかしの財政	11月	19人
20	みんなの対話	12月	27人
21	居場所	1月	37人
22	若者会議online	2月	20人
23	大蔵海岸	3月	25人

【タウンミーティングによる対話から実現されたもの】

「高齢者」の対話から

いつでも立ち寄れる避難所があれば、猛暑の中、外出中に熱中症を防げるのではないかな

休憩できる場所がほしい

「若者会議」の対話から

資源ごみ専用の回収ボックスを設置してはどうか

ごみの減量化や再資源化を進めていきたい

「こども会議」の対話から

焼き芋を焼いてみたい
秘密基地を作りたい
落ち葉に埋もれたい

ふれあいの里など公共施設
109か所にクールスポットを設置



市役所西庁舎・明石クリーンセンターに古紙回収専用リサイクルBOX (Taco箱) を設置



あかし1DAYプレーパークを
特性の異なる市内4か所の
公園で実施 参加者3500人超



2025年度より【対話と共創の第2ステージへ】

市民の参画機会の拡充

あかし共創プラットフォームの構築や無作為抽出による参画手法の活用(今の明石、これからの明石をテーマにしたタウンミーティング)等

個別施策

SDGs 後期戦略計画等の各種計画の策定過程でのワークショップ

こども・若者会議

こどもや若者が中心となり、こども・若者計画を策定

課題解決と政策への反映をより進めるため、タウンミーティングやワークショップを施策の各段階、各場面に応じて開催していきます。

● 資料 2 ● 明石市自治基本条例市民検証会議【市民参画制度の検証】

表記会議（P20参照）において、市民参画制度の検証を令和7年1月30日に実施したところ、下記のとおりご意見をいただきました。



市民検証会議からの主な意見

- タウンミーティングやまるちゃんポストなど幅広く市民の声を聴く機会を提供頂いている。聴くだけでなく、市民参画の専門評価機関があることや市民参画に対する広報の姿勢などからも、市民に開かれていると感じる。
- 現時点で明石市は非常に高い水準にあるが、さらに前進させていく意味で提案する。タウンミーティングの参加者が回を経るごとに減少しているが、今後も続けることが市民参画のためには大切。参画機会を与えるだけでは、逆に市民参画の芽が潰えてしまう可能性もあるため、自ら考え、参画する市民を育てていくことも重要。
- 参画して声を上げる人は一部に偏りがちで、その声があたかも市民の声のような形になるのは市政運営において健全ではない。幅広い人たちが声を上げられる形、そしてそのような市民を育てていくことにも、今後は注力してほしい。
- 市民参画推進会議の開催プランクや審議会委員の選任基準の基準達成への懸念点について、現在はきっちり対応できていることが確認でき、安心した。
- タウンミーティングやまるちゃんポストの意見が実際に政策として実現したという話を聞いてすごくいい話だと思った。
- 参画した人の意見でも違和感のあるものもあり、その意見に応えようとする空気が形成されることもあるため、客観的に意見の選別をすることも大切。
- タウンミーティングは、人材の宝庫である。参加者が意見を言うだけでなく、自分の住んでいる地域の中で実践者として、一緒にまちづくりをしていただくことも、市民参画である。参加者に、各地域における実践者になってもらうことも考えてほしい。
- 大久保駅周辺市有地の利活用の事例において、子どもへWebアンケートを実施されたのは、素晴らしい。子どもにも意見表明の機会が与えられるべきだということが、子ども基本法にも規定されている。自分たちのまちのことを考えるきっかけになる貴重な機会なので、こういった機会をこれからも広げてほしい。
- 参画手続はすればするほど成果が挙がると感じる一方で、市民参画手続に要する現場の負担は大きく、本来業務に支障をきたすことも考えられるので、費用対効果を検討し、効率的な行政運営を行って欲しい。

【まとめ】

- ❖ 市民参画を進めていけば、マンネリ化・硬直化し、市民の関心が低くなる恐れがある。参画機会を増やすだけでなく、参画の成果を市民に還元し、参画を通じて市政が変化しているということを、市民に実感していただくことが大切。
- ❖ 市民が市民参画を通じて、どのように学び、成長していくのか。市民としてより高い段階に到達する市民を増やす努力もしていかなければならない。
- ❖ 市民参画手続を野放図にすればいいのではなく、手法の採用方法に関する検討を行うとともに、職員の意欲や意識付けが相まってこそ、良いプロセスが作られていく。
- ❖ 市民参画制度をどのように市全体で位置付けていくのかということは、大きな課題である。条例の各制度が市民参画に向かっていても、全体を合わせたときに市政運営の基本原則としての参画と協働に基づけているのか、という原点はしっかりと押さえて欲しい。

● 資料3 ● SNSを利用した広報活動・ワークショップ等の案内チラシ

「広報あかし」に加えて、多様なSNSを活用し、短期間で広範囲に情報を提供しています。

広報あかし



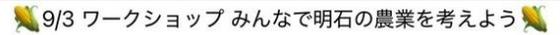
公式YouTube



公式X (IBTwitter)



LINE公式アカウント や 公式Facebook



大切にしたい「食」や、「農業」の将来について一緒に話しませんか。
第3次明石市農業基本計画の改訂にあたり、市民のみなさんの声を聞くワークショップを開催します。

【日時】9月3日(火) 午後6時30分～8時45分
【場所】ウイズあかし(アスパシア明石北館8階)
【定員】50人 ※応募多数時抽選

▼申し込み方法など、詳しくはこちらから
https://www.city.akashi.lg.jp/sangyou/nousui_kaws.html
(申し込み締め切り：8月26日まで)

【お問い合わせ】農業振興課
TEL：078-918-5017 FAX：078-918-5126

#明石市 #明石 #農業 #ワークショップ



公式Instagram



著作権処理の必要のないもの、人物が映っている場合は、その方の許諾を得てくださいね。
ダイレクトメッセージへの返信は行いません。お問い合わせは市ホームページをご利用ください。

www.city.akashi.lg.jp/index.html

フォロー中

メッセージ





参加者募集!

こどもタウンミーティング2024

対象 小・中学生



こども会議

今年も、子ども対象のワクワクがつまったタウンミーティングを開催します。

テーマは **海** と **遊び場**



← 昨年のこども会議の声から
テーマが決定!



- 日時**
- ① 7月23日(火) テーマ 海
 - ② 7月30日(火) テーマ 遊び場
 - ③ 8月6日(火) まとめ・発表
- いずれも10時30分~12時30分

- 場所** ①ウイズあかし(アスピア明石北館) ②③パピオスあかし
- 対象** 小学生・中学生(いずれも市内在住・在学)
- 定員** 50名程度(応募者多数時抽選)
- 申し込み** 7月10日(水)までに下記申込ページから入力

専用申込フォーム(右記QR)
住所、氏名(ふりがな)、学年、連絡先、
その他必要な配慮(手話通訳、要約筆記など)
があれば記入



申し込みはこちらから

お問い合わせ 明石市 市民とつながる課

TEL 078-918-5010 **FAX** 078-918-5101

3回シリーズだよ!



オフショ



こども会議に参加すると
以下のイベントにもお申込が
できます。

大蔵海岸自然観察新聞
体験会

日時 7月23日(火) 14時~16時
場所 西地区磯浜(自然観察センター)

詳細は申込ページをチェック



タウンミーティング



あかしの景観

恵まれた自然や豊かな歴史など、個性豊かで美しい都市景観をつくりだすための景観資源を、市民・事業者・行政が一体で「守り、育て、つくる」ことが大切です。

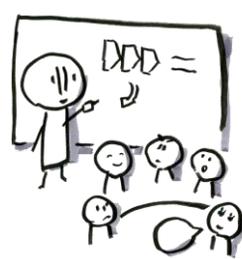
この先も大切にしたい・もっと良くしたい“あかしの景観”をみんなで考えませんか。



2024年

10月25日(金)

18:30~20:30



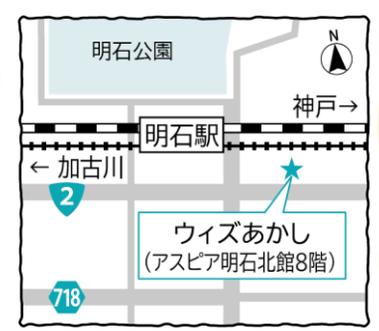
皆さんの声を
計画策定に活かします

場所 ウイズあかし フリースペース (アスパシア明石北館8階)

定員 50名(応募者多数の時は抽選になります)

対象 どなたでも

申込 10月15日(火)までに、①~③のいずれかの方法で
市民とつながる課へ



①申込フォーム



アクセスは
こちらから

②電話

TEL
078-918-5010

③ファクシミリ

FAX 078-918-5101

住所・氏名(ふりがな)・年齢・連絡先・所属先や必要な配慮(手話通訳や要約筆記など)があれば記入

しめきり
10/15

問合わせ

明石市
市民とつながる課

TEL 078-918-5010

FAX 078-918-5101

みんなで明石の緑を考えよう

明石市緑の基本計画の改定にあたり、市民のみなさんの声を聞くワークショップを開催します。あなたが大切にしたい緑やこれからのまちづくりに必要だなと思う緑、課題に感じる緑について一緒に話しませんか。

2024年2月20日 火
18:30～20:45

対象

どなたでも

定員

50人

応募多数時抽選

場所

ウィズあかし フリースペース
(アスパシア明石北館8階)

申込み

1月31日(水)まで

①～③のいずれかの方法で、緑化公園課(下記)へ

① 申込フォーム(右のQRコードからアクセス)

② 電話(078-918-5039)

③ FAX(078-918-5109)

申込フォーム
はこちら▶



住所・氏名(ふりがな)・年齢・連絡先・興味のあるテーマ、
その他所属先や必要な配慮(手話通訳・要約筆記など)があれば記入



みんなで一緒に考えましょう!

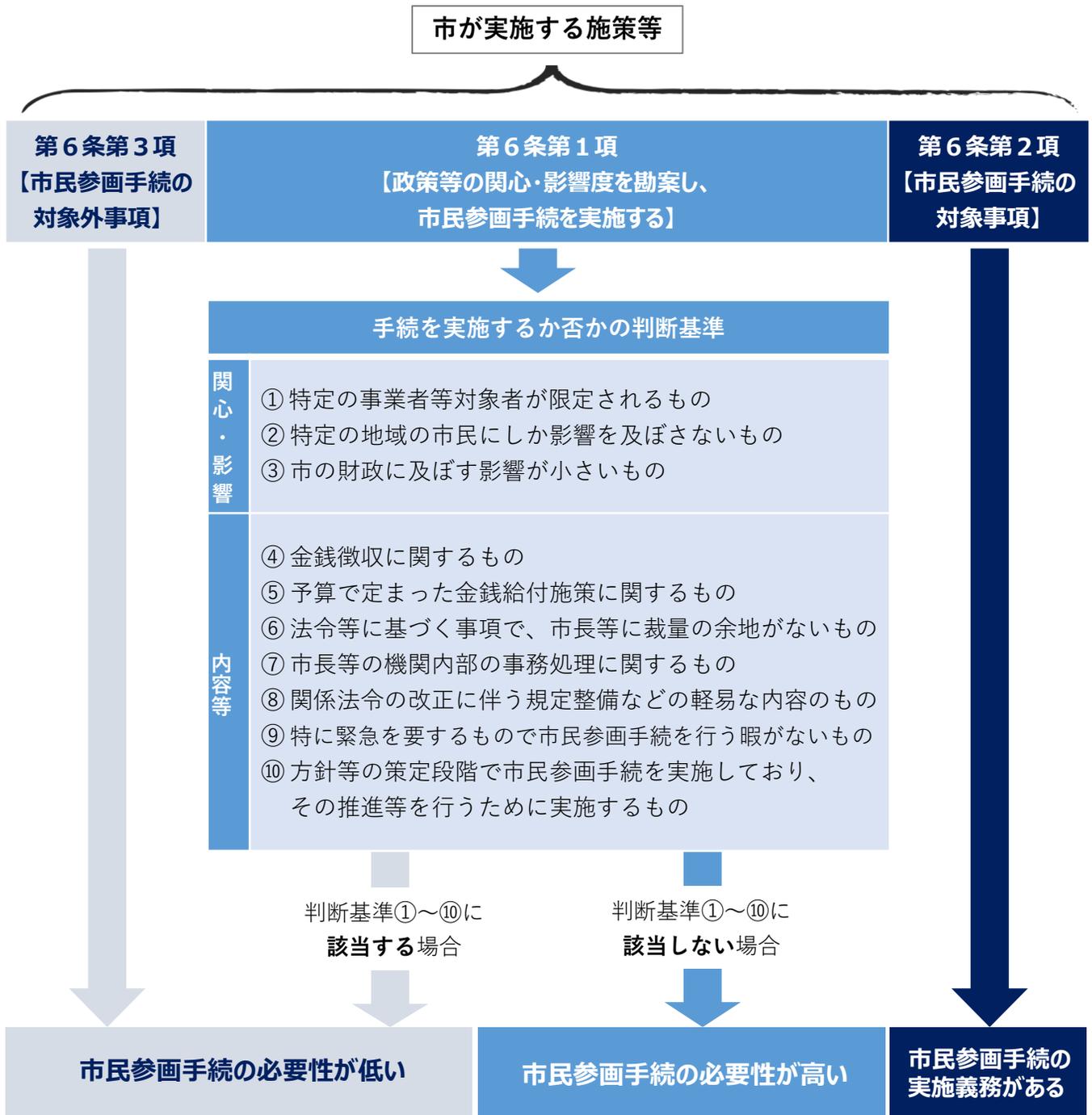


お問い合わせ：明石市 都市整備室 緑化公園課

TEL：078-918-5039 FAX：078-918-5109

● 資料4 ● 市民参画手続の判断基準

条例第6条第2項で市民参画手続を実施しなければならない対象事項を定めていますが、それ以外の政策等については第1項で「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」に手続を実施するものと定めています。手続の実施の必要性を判断するにあたり、次のとおり基準を設けています。



明石市役所総務局総務管理室総務課